

Doing Business in Viet Nam 2024

本ガイドブックは、Ernst & Young Viet Nam Limitedとベトナム外国投資庁の協力により作成されました。



Building a better
working world



頭字語の用語集

本ガイドブックでは、以下の頭字語を使用しています。

AEO	認定事業者	IZ	工業団地
ASEAN	東南アジア諸国連合	JETP	公正なエネルギー移行パートナーシップ
CbCR	国別報告書	LLC	有限責任会社
CIT	法人税	LOE	企業法
C/O or COO	原産地証明書	LOI	投資法
COP	締約国会議	LOIP	知的財産法
DOLISA	労働傷病兵社会局	MAP	相互協議
DPI	計画投資局	MOF	財務省
DTA	租税条約	MOLISA	労働傷病兵社会福祉省
EPE	輸出加工企業	NIC	国家イノベーションセンター
EPZ	輸出加工区	OECD	経済協力開発機構
ERC	企業登録証明書	OTS	On-the-spot(オン・ザ・スポット)
EU	欧州連合	PIT	個人所得税
EZ	経済特区	RMP	資金動員計画
FTA	自由貿易協定	R&D	研究開発
FCWT	外国契約者税	SST	特別消費税
FDI	海外直接投資	TP	移転価格
GDP	国内総生産	UN	国際連合
GSO	ベトナム統計総局	USD	アメリカ合衆国ドル
IFRS	国際財務報告基準	VAS	ベトナム会計基準
IP	知的財産	VAT	付加価値税
IRC	投資登録証明書	VND	ベトナムドン
IT	情報技術	WTO	世界貿易機関

目次

頭字語の用語集	2	事業形態	40
目次	3	1. 海外直接投資の形態	41
はじめに	4	2. 企業の形態	42
カントリープロフィール	6	3. ベトナムでの投資プロジェクト及び企業の設立	43
1. カントリースナップショット	7	知的財産の発展	46
2. 主な空港	8	土地・建物	48
3. 主な港	9	1. 土地	49
4. 主な鉄道路線と高速道路	10	2. 住宅	50
5. 沿岸経済特区	12	会計・財務・関税	52
6. マクロ経済指標	14	1. 会計	53
7. ベトナムの利点	17	2. 税務	56
8. 政治体制	18	3. 関税及び通関手続	88
9. 法令の階層構造	19	人材及び雇用	96
10. 2021–2030年の外国投資協力戦略	20	デジタルトランスフォーメーションとイノベーション	116
11. COP26におけるベトナムのコミットメント	22	1. ベトナムのデジタルトランスフォーメーションとイノベーションにおける政策と方向性のハイライト	117
12. COP28での新たな動き	24	2. ベトナム国家イノベーションセンター	117
13. 2021年–2030年までのグリーン成長に関するベトナム国家戦略、2050ビジョンと株式化	25	3. 関連の情報	119
投資保護と投資優遇措置	30	外国為替管理	121
1. 投資保護	31	参考となるウェブサイト	123
2. 投資優遇措置及び支援	32	外国投資庁	125
		Ernst & Young Viet Nam Limited	126

はじめに

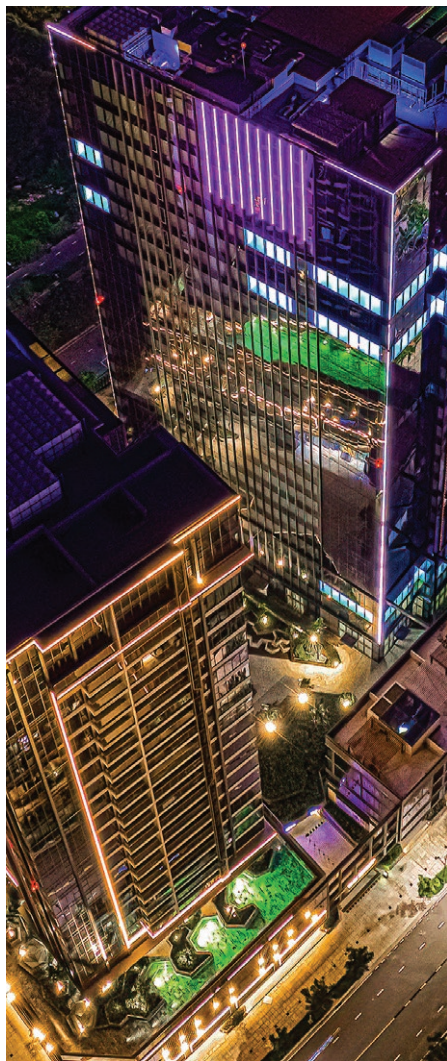
ベトナムは今年、ASEAN諸国の中で最も好調な外国投資の流入を記録しました。同地域の他国と比較すると、ベトナムは際立っており、常に多額の資本を呼び込み、外国投資家にとって好ましい投資先として位置づけられています。この背景には、経済改革、主要貿易協定への参加、国際的統合、持続可能性へのコミットメントがあります。

持続可能な開発とグリーン・イニシアティブに対する政府のコミットメントは、ベトナムの野心的な目標に貢献しようとするグローバルな投資家を惹きつけ、積極的な投資環境に弾みをつけています。再生可能エネルギーを重視し、化石燃料への依存を減らすという国家電力開発計画などの取り組みに見られるように、ベトナムの政策は持続可能な低炭素経済を育成する方向にますますシフトしています。

ベトナムは、OECDのロードマップに沿って2024年1月1日からQDMTTとIIRルールを採用するというグローバル化への積極的な対応により、先駆的な国という立ち位置を得ました。ベトナムへの質の高い海外直接投資の誘致を強化するために、政策のブレークスルーが期待されています。ベトナムは、持続可能な開発という目標に沿って、ハイテク産業、研究開発、再生可能エネルギー生産、戦略的投資に対し集中的に取り組んでいます。政策立案者は、これらの目標を達成するための解決策を積極的に研究・開発しています。

本ガイドブックに掲載されている情報は、2024年5月6日現在までの一般に公開されているさまざまな情報源から入手したものです。法規制は随時変更される可能性があることをご承知おきください。

ここをスキャンしてこのガイドブックのオンラインバージョンを開きます



カントリープロフィール



1 カントリー スナップショット

所在地

東南アジア

隣接国: 中国、ラオス及びカンボジア

国土面積¹

331,344.8 km²

5つの中央直轄市と58省

北: ハノイ - 首都

中部: ダナン市 - 重要な港湾

南部: ホーチミン市 - 最大の都市

言語

ベトナム語(公用語)

英語(学校で広く教えられます)

通貨

VND

人口²

100.3 百万人

雇用情報³

労働人口: 約52.4百万人(15歳以上)

失業率: 2.28%

労働時間

通常: 8時間/日又は40-48時間/週

一人当たりのGDP⁴

約USD4,285

気候・天気

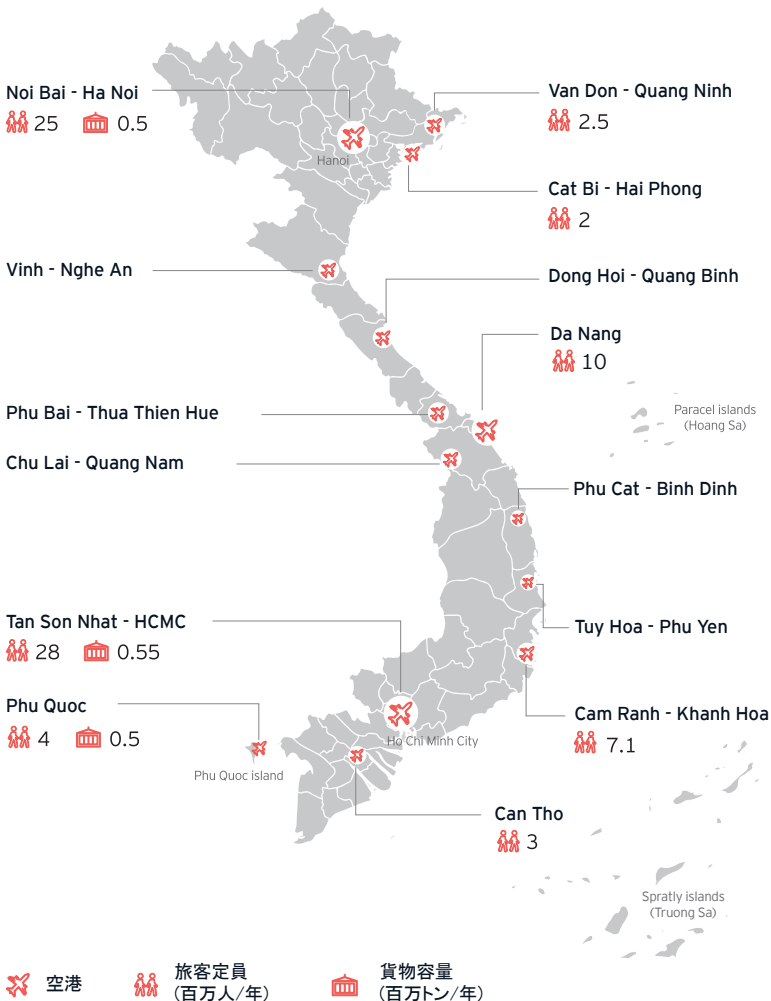
北部から南部まで様々

¹2023年10月18日付けのベトナム天然資源環境省による決定第3048/QĐ-BTNMT

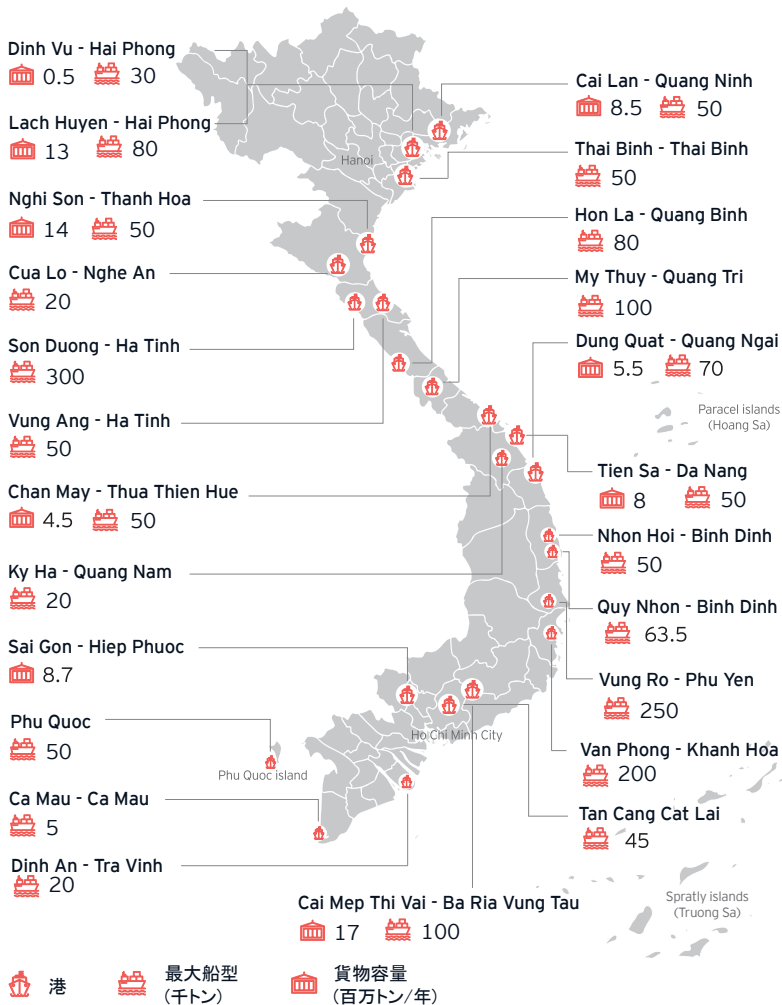
^{2,4}「2023年の第4四半期と通年の経済社会状況の報告書」、GSO、<https://www.gso.gov.vn/bai-top/2023/12/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2023/>、2024年5月6日に取得

³GSO、2024年3月14日、2023年ベトナムの労働市場、<https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2024/01/tinh-hinh-thi-truong-lao-dong-viet-nam-nam-2023/>

2 主な空港



3 主な港



4 主な鉄道路線と高速道路

主な鉄道路線

- ▶ Ha Noi – Ho Chi Minh City: 単線、軌間1,000mm、全長1,726km
- ▶ Ha Noi (Yen Vien) – Lao Cai: 単線、軌間1,000mm、全長296km
- ▶ Ha Noi (Gia Lam) – Hai Phong: 単線、軌間1,000mm、全長102km
- ▶ Ha Noi – Thai Nguyen (Quan Trieu): 単線、軌間1,000mmと軌間1,435mm、全長55km
- ▶ Ha Noi – Lang Son (Dong Dang): 単線、軌間1,000mmと軌間1,435mm、全長167km
- ▶ Bac Giang (Kep) – Hai Duong (Chi Linh): 単線、軌間1,435mm、全長38km
- ▶ Bac Giang (Kep) – Thai Nguyen (Luu Xa): 単線、軌間1,435mm、全長56km

主な高速道路

- ▶ Phap Van – Cau Gie – Ninh Binh: 全長80km、4～6車線
- ▶ Ha Noi – Hai Phong: 全長105km、6車線
- ▶ Da Nang – Quang Ngai: 全長127km、4～6車線
- ▶ HCMC – Long Thanh – Dau Giay: 全長51km、4～6車線
- ▶ HCMC – Trung Luong: 全長40km、4～6車線

合計30の高速道路が開通しており、全長は1,851kmです。

2050年を視野に入れた2021年から2030年までの計画では、41の高速道路が追加され、総延長は約9,014kmになるとされています。



5 沿岸經濟特區

Dinh Vu, Cat Hai - Hai Phong

Size: 21,640 ha

Nghi Son - Thanh Hoa

Size: 18,611 ha

Dong Nam Nghe An - Nghe An

Size: 18,826 ha

Dong Nam - Quang Tri

Size: 23,792 ha

Chan May, Lang Co -

Thua Thien Hue

Size: 27,108 ha

Chu Lai - Quang Nam

Size: 27,040 ha

Dung Quat - Quang Ngai

Size: 10,300 ha

Nhon Hoi - Binh Dinh

Size: 12,000 ha

**Phu Quoc - Phu Quoc
Island and Nam An Thoi
Islands**

Size: 56,100 ha

Nam Can - Ca Mau

Size: 11,000 ha

Van Don - Quang Ninh

Size: 217,133 ha

Quang Yen - Quang Ninh

Size: 13,303 ha

Thai Binh - Thai Binh

Size: 30,583 ha

Vung Ang - Ha Tinh

Size: 22,781 ha

Hon La - Quang Binh

Size: 10,000 ha

Paracel Islands
(Hoang Sa)

**Nam Phu Yen -
Phu Yen**

Size: 20,730 ha

Van Phong - Khanh Hoa

Size: 150,000 ha

Dinh An - Tra Vinh

Size: 39,020 ha

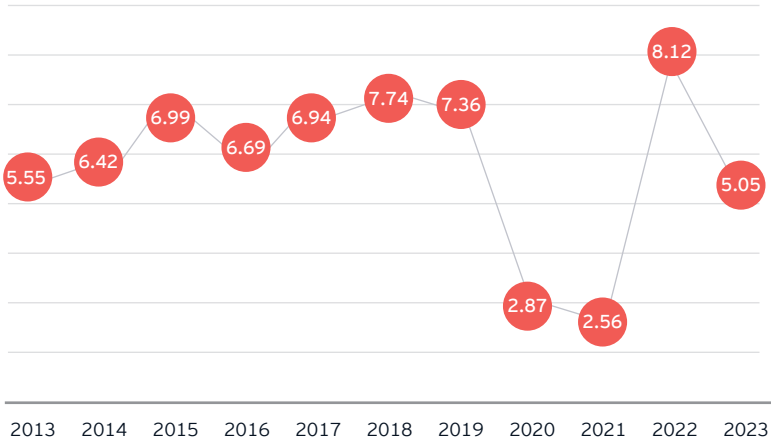
Spratly Islands
(Truong Sa)

 經濟特區

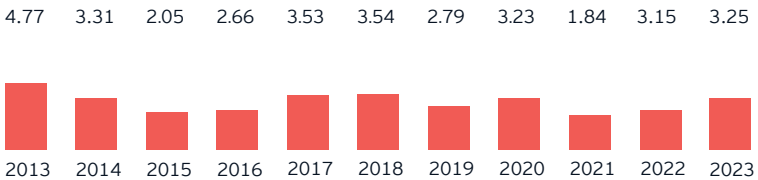
地域	産業、商業、サービス観光産業用地 (ha)	対象セクター	追加情報
Van Don - Quang Ninh	3,400	商業、水産物加工、クリーン産業、観光産業の発展	
Quang Yen - Quang Ninh	-	産業、サービス業、港湾物流業のセンターで、現代的、スマートな都市を形成するマルチセクターの沿岸EZ	都市、産業及びハイテクコンプレックス: 6,403.7 ha 海港サービス、海港、Dam Nha Mac工業 ・都市エリア: 6,899.3 ha
Dinh Vu, Cat Hai - Hai Phong	6,090	海港サービス、産業、観光産業の発展	
Thai Binh - Thai Binh	-	マルチ産業、一般EZ	
Nghi Son - Thanh Hoa	4,175	石油・ガス産業、港湾サービス業、セメント業、火力発電業、観光業の発展	
Dong Nam Nghe An - Nghe An	4,217	精密工業、機械組立、繊維、農産物加工、林業、水産物加工、観光の発展	
Vung An - Ha Tinh	4,858	造船業、鉄鋼業、電力業、電子製品、観光業の発展	
Hon La - Quang Binh	1,422	造船業、火力発電業、セメント業、ガラス業、観光産業の発展	
Dong Nam - Quang Tri	-	マルチ産業、一般EZ	ダイナミック機能区(保税区、IZ、観光サービス・区): 3,813 ha
Chan May, Lang Co - Thua Thien Hue	4,425	ハイテククリーン産業、海港サービス、観光サービスの発展	
Chu Lai - Quang Nam	2,485	農産物加工、林業、水産物加工、電子製品、自動車組立業、衣料品、靴、民需品の発展	
Dung Quat - Quang Ngai	2,807	石油化学製品精製、化学、造船業、鉄鋼業の発展	
Nhon Hoi - Binh Dinh	2,980	風力、造船業、観光産業の発展	
Nam Phu Yen - Phu Yen	2,980	ハイテク産業、石油化学製品精製、観光産業の発展	
Van Phong - Khanh Hoa	2,050	造船業、国際トランシップ港、石油施設、水産物加工、観光産業の発展	
Dinh An - Tra Vinh	5,404	ハイテク産業、石油化学製品精製、観光産業の発展	
Nam Can - Ca Mau	1,909	機械工学、造船業、機械組立、電子製品、海産物加工、石油・ガスサービス、観光産業の発展	
Phu Quoc Island and Nam An Thoi Islands	5,162	多様化する観光産業及び伝統工芸村の発展	

マクロ経済指標

GDP成長率¹(%)



インフレ率²(年間平均 - %)

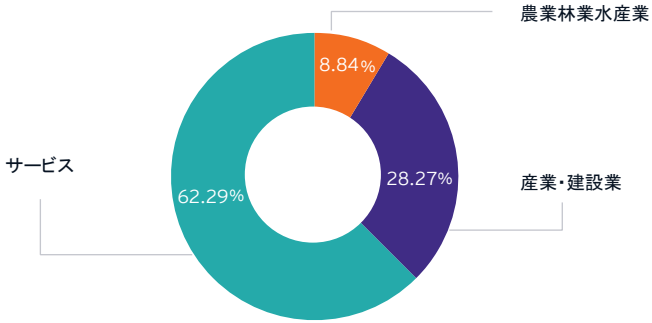


出典: GSO「ベトナム統計年鑑2022」(統計出版社、2023年)

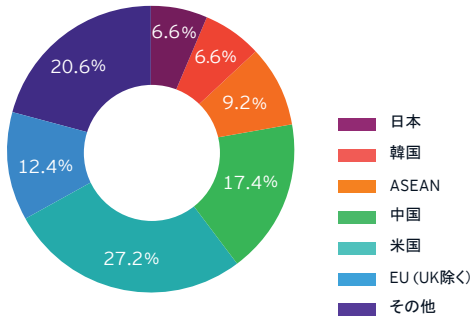
¹GSO2023年第4四半期及び2023年の社会経済状況報告書、<https://www.gso.gov.vn/bai-top/2023/12/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2023/>、参照2024年3月14日

²GSO2023年12月の消費者物価指数、金価格指数、米ドル指数の報告書、<https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2023/12/chi-so-gia-tieu-dung-chi-so-gia-vang-va-chi-so-gia-do-la-my-thang-12-nam-2023/>、参照2024年3月14日

2023年度部門別GDP³



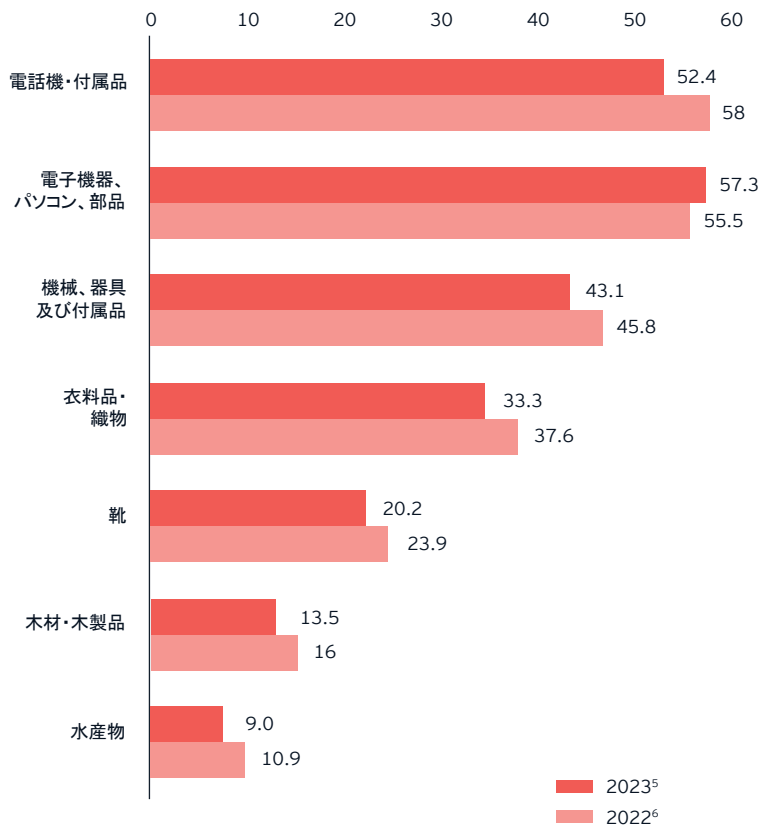
2023年度の主な輸出先⁴



³「2023年の第4四半期と通年の経済社会状況の報告書」、GSO、<https://www.gso.gov.vn/bai-top/2023/12/bao-cao-tinh-hinh-kinh-te-xa-hoi-quy-iv-va-nam-2023/>、2024年5月6日に取得

⁴「2023年の輸入は回復に努め、2024年に向けて躍進の勢いを生み出す」、GSO、<https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2024/01/xuat-nhap-khau-nam-2023-no-luc-phuc-hoi-tao-da-but-pha-cho-nam-2024/>、2024年5月6日に取得

ベトナム輸出額上位7商品(億USD)



⁵「2023年の輸入出データ」、GSO、<https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2023/03/so-lieu-xuat-nhap-khau-cac-thang-nam-2023/>、2024年5月6日に取得

⁶GSO「ベトナム統計年鑑2022」(統計出版社、2023年)

7 ベトナムの利点

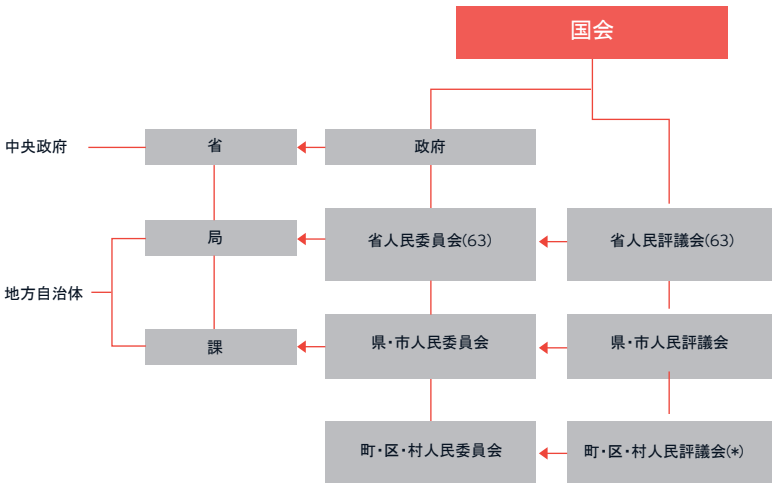
ベトナムが外国投資家にとって魅力的な国である理由

国際統合	ベトナムは、国際統合へのコミットメントを示し、国際舞台での新たな役割、イメージ、威信、地位を確認しています。 30年以上にわたる改革及び統合の中で、ベトナムは16のFTAを締結しました。過去5年間で、ベトナムはCPTPP、EVFTA、UKVFTA、RCEPを含む複数の新世代FTAを締結しました。
戦略的な地理的位置	東南アジアの中心に位置するベトナムは、太平洋、タイ湾、ラオス、カンボジア、及び中国と国境を接しています。 ベトナムは3,000kmを超える長い海岸線を有し、主要な国際航路や貿易ルートに近接しています。
競争力のある労働力	5,000万人を超える労働年齢人口があり、訓練された労働者の割合が着実に増加していること、近隣諸国と比較してコスト競争力があることは、ベトナムの利点です。
政治的安定性	ベトナムは東南アジアで最も政治的に安定した国の一つです。一党支配制を維持しつつ、経済成長を目指しています。
投資環境の改善	ベトナムは継続的にFDIを歓迎しており、外国企業は経済において重要な役割を果たしています。事業登録手続を効率化する新しい法律により、ビジネス環境は継続的に改善されています。そのため、事業登録手続やビジネス環境において高評価を受けています。 ベトナム政府は、より多くのFDIを誘致するために、インフラ整備を優先しています。

8 政治体制

ベトナムは、共産党の一党支配の下で運営されている社会主義国です。ベトナムの立法権は国会にあります。国会の立法の実施と管理は、地理的条件に基づいて63の中央直轄市と省の機関に委ねられています。ベトナムの元首は国家主席であり、ベトナム首相は中央政府の元首です。中央政府は、国の運営において特定の分野を担当する様々な省庁の支援を受けています。

ベトナムの政治体制



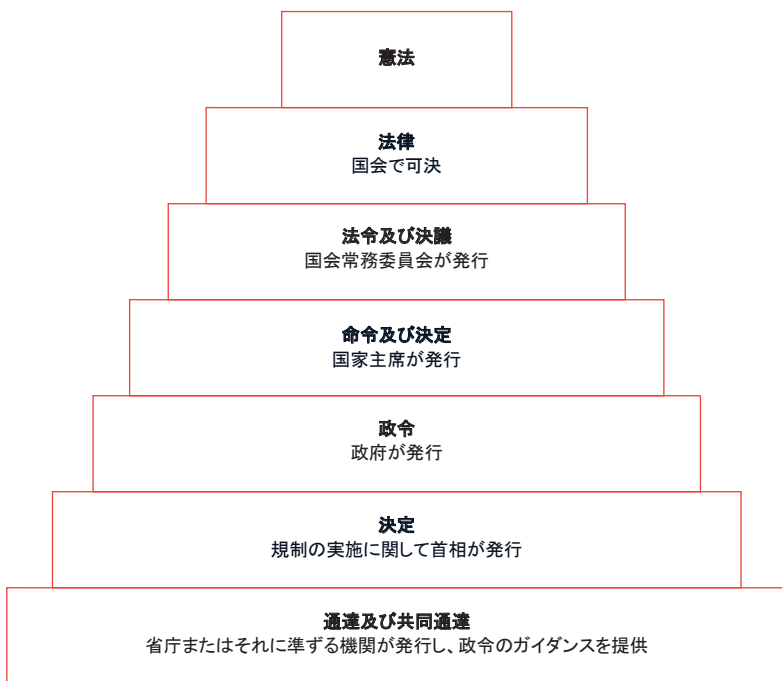
(*) 決議97/2019/QH14に基づき、ハノイの都市行政モデルでは町・区・村級の廃止が施行されています。

出典:ベトナム社会主義共和国憲法(2013年11月28日付ベトナム国会発行)

9 法令の階層構造

法律文書の公布に関する法律では、上位の法律文書が一般的な規則を定め、下位の法律文書が条文の明確化と追加の詳細を提供するという、法律の階層を整理しています。

ベトナムにおける法令の階層



出典: 法律文書の公布に関する法律80/2015/QH13号(2015年6月22日付ベトナム国会発行)

10 2021-2030年の海外投資協力戦略

2022年6月2日、首相は外国投資の効率の向上を掲げる2021-2030年の外国投資協力戦略を決定書No.667/QĐ-TTgで承認しました。決定書により下記の目標が設定されました。

- ▶ ベトナム共産党中央委員会の2019年8月20日の決議No.50-NQ/TWに基づく具体的な目標の完遂
 - ▶ 登録資本総額: 2021年-2025年に1500億-2000億(約USD300億-400億/年)、2026年-2030年に2000億-3000億(約USD400億-500億/年)に達する。
 - ▶ 実行総額: 2021-2025年にUSD1,000-1,500億(約USD200-300億/年)、2026-2030年にUSD1,500-2,000億(約USD300-400億/年)に達する。
 - ▶ 2018年と比較して先進的な技術及びモダンマネジメントを適用し、環境保護要件を満たす、ハイテクを導入する企業の割合が2025年までに50%、2030年までに100%増加する。
 - ▶ 商品のローカリゼーション率を、現在の20~25%から、2025年には30%、2030年には40%にする。
 - ▶ 高度技術水準を持つ労働者の割合を、2017年の56%から、2025年には70%、2030年には80%にする。
- ▶ 2021-2025年で全外資の70%以上、2026-2030年には75%以上になるよう、特定のエコノミーからの登録資本を高める。対象となるエコノミー: (i)アジア: 韓国、日本、シンガポール、中国、台湾(中国)、マレーシア、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、(ii)欧州: フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシア連邦、英国、(iii)アメリカ大陸: アメリカ合衆国。
- ▶ フォーチュン誌(米)が選ぶ世界のトップ500の大企業のうち、ベトナムに進出して活動している多国籍企業数が50%増加する。
- ▶ 2030年までにベトナムが世界銀行のビジネス環境カテゴリーでトップ60、アセアンリーディングカントリーのトップ3に位置する。

2023年5月24日付指令14/CT-TTgに沿った外国投資の有効性向上¹

現在の世界的な経済情勢がもたらす課題に対応するため、首相は投資促進活動を含む外国投資の有効性を高めるための具体的な指示を出しました。外国人投資家については以下の点が強調されています。

- ▶ 2021-2025年における外資誘致プロジェクトの国家リストの公表と推進。
- ▶ ハイレベルな外交活動の枠内で、優遇措置パッケージや投資支援メカニズムに関して大企業と積極的に関わり、交渉する。
- ▶ 投資誘致のために影響力のあるチャネルを活用し、国際的な企業や投資家にベトナムへの投資を打診し、選定し、説得するための積極的な対策を講じる。
- ▶ 投資支援や優遇措置パッケージ(現金給付、労働訓練、インフラ整備支援、その他グローバルミニマム課税への対応策など)の策定において他国から学び、競争力強化のための関連法や政策の調整や補足を提案する。
- ▶ 特に、デジタル技術、半導体、マイクロチップ、電子ハードウェアの組立・生産、ソフトウェア生産など、発展が見込まれる主要分野において、質の高い外国投資資本の誘致を優先する。

¹新しい段階における外国投資の効率を向上させるための課題と解決策に関する2023年5月24日付首相指令14/CT-TTg第5項

COP26におけるベトナムのコミットメント

気候変動は、今や世界的な課題となっています。COP26において、ベトナムは約150カ国とともに、今世紀半ばまでにネットゼロエミッションを達成するという強いコミットメントをしました。

2021年11月に開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP26)におけるベトナムのコミットメント:

一般のコミットメント

COP26に参加する国々は、今世紀半ばまでにネットゼロエミッションを達成することに沿った野心的な2030年の排出量削減目標を打ち出すよう求められていました。

世界メタン宣言に参加する国々は、気温上昇1.5°Cの目標を達成するよう、2030年までに世界のメタン排出量を2020年比で少なくとも30%削減することをコミットしました。また、各国の温室効果ガスインベントリ報告の正確性、透明性、一貫性、比較可能性、完全性を向上させることを約束しました。²

各国は、クリーン電力が世界的に最も安価で利用しやすい選択になるように協力することをコミットしました。

パリ協定の一環として、各国は排出削減目標を含む「国が決定する貢献」(NDC)を、可能な限り高い目標及び進展を反映させるよう5年ごとに見直すことに合意しました。

145カ国が「森林・土地利用に関するグラスゴーリーダーズ宣言」に署名しました。持続可能な開発を実現し、包括的な農村変革を推進しつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることをコミットしました。

ベトナムのコミットメント

目標年:2050

ネットゼロエミッション:

COP26におけるファム・ミン・チン首相の発言として、ベトナムが再生可能エネルギーにおける利点を生かし、温室効果ガスの排出を削減するためにより強い対策を採ることをコミットするものです。国際社会の協力及び支援により、ベトナムは2050年までにネットゼロエミッションを達成します。¹

目標年:2030

世界のメタンガス排出量を30%削減します。ベトナムは世界のメタン排出量を削減することを誓うコミットメントレターに署名しました。

目標年:2040

新規石炭発電所の建設は行わない。

ベトナムは45カ国以上とともに、クリーン発電の導入の拡大、石炭発電からの脱却、新しい石炭火力発電への支援の終了をコミットしました。³

目標年:2030

温室効果ガスを国内の自助努力で9%削減、国際援助も含めて27%削減

ベトナムは、温室効果ガス(GHG)排出量を2030年までに Business-as-usual比で9%削減(無条件)、Business-as-usual比で27%削減(減国際支援を条件に)を目標にしました。⁴

目標年:2030

ベトナムの森林破壊をゼロに ベトナムはパリ協定の目標を達成するために、森林破壊をなくすことをコミットしました。⁵

COP26のコミットメントを達成するために、ベトナム政府は2022年1月30日付の以下の8つの分野に焦点を当てる通知No.30/TB-VPCPを発行しました⁶:

- ▶ 化石エネルギーからグリーン&クリーンエネルギーへ転換
- ▶ 産業界における温室効果ガスの排出を削減
- ▶ 特に農業生産と廃棄物処理におけるメタンの排出を削減
- ▶ 電気自動車の研究、開発、使用を奨励
- ▶ 既存の森林を管理し、持続可能な方法で利用する;炭素の吸収と蓄積のための植林を促進
- ▶ グリーンで持続可能な開発に従って、建築材料の研究、生産、使用及び都市部の開発を行う
- ▶ 一般市民、企業のコミュニティと政府とのCOP26コミットメントの実施における合意及び協力のためのコミュニケーションを推進・革新
- ▶ 気候変動に対応したデジタルトランスフォーメーションの加速化

¹ “Full remarks by the Prime Minister Pham Minh Chinh at COP26”, 政府ニュース, <https://en.baochinhphu.vn/full-remarks-by-pm-pham-minh-chinh-at-cop26-11142627.htm>, 2021年11月02日

² “Homepage”, 世界メタン宣言, <https://www.globalmethanepledge.org/>, 2022年8月2日に接続

³ “Global coal to clean power transition statement”, 2021年英国の国連気候変動枠組条約締約国会議, <https://ukcop26.org/global-coal-to-clean-power-transition-statement/>, 2021年11月04日

⁴ “NDC Support Programme”, UNDP, <https://www.ndcs.undp.org/content/ndc-support-programme/en/home/ourwork/geo-graphic/asia-and-pacific/vietnam>, 2022年8月2日

⁵ “Glasgow Leader’ Declaration on Forest and Land use”, 2021年英国の国連気候変動枠組条約締約国会議, <https://ukcop26.org/glasgow-leaders-declaration-on-forests-and-land-use/>, 2021年11月02日

⁶ 通知30/TB-VPCP Conclusion of the Prime Minister - head of the National steering committee at the first meeting of the National steering committee of the fulfillment of Viet Nam's commitments in the 26th Conference of the parties to the united nations framework convention on climate change(2022年01月30日付政府発行)

12 COP28での新たな動き

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)においてベトナムは、重要な対話において主要な役割を果たし、世界的な気候変動に関する議論における重要なパートナーとしての地位を再確認しました。

ベトナムはCOP28において、国際的なパートナーのグループとともに公平なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)を実施するための資源動員計画(RMP)を正式に発表しました。RMPは、クリーンエネルギーの開発という目標を実現し、ネットゼロエミッションと持続可能な開発の未来に向けたベトナムの努力のマイルストーンです。本計画は、以下の8つの重要な分野をカバーしています¹。

- ▶ 規制枠組みの改善
- ▶ 石炭発電からの移行
- ▶ 再生可能エネルギー・エコシステムの開発
- ▶ 省エネと効率の向上
- ▶ 電力・エネルギー貯蔵システムの改善
- ▶ 輸送における温室効果ガスの削減
- ▶ イノベーションと技術移転の促進
- ▶ 公正なエネルギー転換の確保

ベトナムは、COP28議長が提唱する「Global Cooling Pledge」に参加する最初の63カ国のひとつです²。

¹“Launch of the Resource Mobilisation Plan for the Just Energy Transition Partnership with Viet Nam”, Delegation of the European Union to Viet Nam, https://www.eeas.europa.eu/jetp-rmp-launch_en

²“Global Cooling Pledge for COP28”, UN Environment Programme, https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44310/Global-Cooling-Pledge-final_231206_145613.pdf

2021年–2030年までのグリーン成長に関するベトナム国家戦略、2050ビジョンと株式化

グリーン成長に関する国家戦略¹

ビジョン2050を掲げ、2021年から2030年までのグリーン成長に関する戦略を承認した2021年10月1日付の決定書1658/QĐ-TTgによると、グリーン成長に関する国家戦略として、下記の一般的な目標および具体的な目標が設定されました。

- ▶ 一般的な目標: グリーン成長は、成長モデルのイノベーションによる産業部門の構造転換、経済繁栄、環境の持続可能性、社会的平等の達成を促進し、グリーン・カーボンニュートラルの経済への努力を行い、地球温暖化の緩和に貢献する。
- ▶ 具体的な目標: 次ページ

グリーン成長に関する国家戦略の具体的な目標

具体目標	2030	2050	
2014年比GDPあたりの温室効果ガス排出量の削減	≥ 15%	≥ 30%	
グリーン 経済セ クター	GDPあたりの一次エネルギー平均消費量 (2021–2030期間)	1%–1.5%/年 (2021–2030期間)	1%/年 (期間ごと–10年)
	供給エネルギーに占める再生可能エネルギー比率	15%–20%	25%–30%
	デジタル経済	30%	50%
	安定的森林被覆率	42%	42%–43%
	高度な節水方法を適用した乾燥地農業の総面積	30%	60%

¹決定書1658/QĐ-TTg on approval for National green growth strategy for 2021–2030 period, with a vision by 2050 (2021年10月01日付、ベトナム首相発行)

グリーン ライフ スタイル及び 推進	都市の生活廃棄物の基準に沿った収集処理率	95%	100%
	収集後の都市生活廃棄物の処理方法のうち、埋め立てが占める割合	10%	有機固形廃棄物や資源ごみの埋立を最小限にする
	規制と基準に沿った収集と処理がされる都市部の排水	第2級都市以上:50% その他の都市:20%	100%
	公共交通機関利用率の向上	特別都市: ≥ 20% 第1級都市:5%	特別都市: ≥ 40% 第1級都市:15%
	クリーンエネルギーを利用したバス	特別都市:運行中のバスの15% 第一級都市:新たなバスの10%	特別都市:運行中のバスの100% 第一級の都市:新たなバスの40%
	グリーン公共調達/総公共調達率	≥ 35%	≥ 50%
	持続可能なスマート都市に向けたグリーン成長都市計画マスタープランを承認・実現した都市の数	10	45
平等、包 括、レジ エンスの 原則に基 づくグリー ン化移行	人間開発指数(HDI)	> 0.75	> 0.8
	省・市の大気質管理計画の策定・導入する省・市	2030年までに100%	
	保健省による水質基準に適合した水を使用している人口	≥ 70%	≥ 90%

エネルギー安全保障

2023年5月15日、首相は第8次国家電力開発計画(PDP8)を承認し、2021年から2030年までの期間、2050年までのビジョンを持って再生可能エネルギーに取り組むことを強調しました。この重要な進展により、ベトナムの電力市場、特に再生可能エネルギー部門において、今後新たな投資と成長の波が押し寄せると予想されます。

開発目標²

- ▶ 国家のエネルギー安全保障を強固に確保し、社会経済発展と国家の工業化・近代化の要求を満たす。
- ▶ 生産近代化に伴う公正なエネルギー転換を成功裏に実施し、スマートグリッドを構築し、先進的な電力システムを管理する。世界のグリーン転換、排出削減、科学技術発展の流れを持続。
- ▶ 再生可能エネルギーと新エネルギーに基づくエネルギー産業のエコシステム形成

PDP8に基づく開発用電源の割り当て³

電源	2030	2050
総容量（輸出を除く、既存の屋上）	150,489 MW	490,529–573,129 MW
陸上風力	21,880 MW (全体の14.5%容量)	60,050–7,050 MW (12.2%–13.4%)
洋上風力	6,000 MW (4.0%)	70,000–91,500 MW (14.3%–16%)
ソーラー	12,836 MW (8.5%)	168,594–189,294 MW (33.0%–34.4%)
バイオマス/廃棄物	2,270 MW (1.5%)	6,015 MW (1.0%–1.2%)
ハイドロ	経済的・技術的条件が許せば、29,346MW (19.5%) またはそれ以上の容量	36,016 MW (6.3%–7.3%)
蓄電池	300 MW (0.2%)	30,650–45,550 MW (6.2%–7.9%)
コージェネレーション	2,700 MW (1.8%) またはそれ以上の容量で、工業地帯の能力および運営を条件とする。	4,500 MW (0.8%–0.9%)
石炭火力	30,127 MW (20.0%)	0 MW (0%)、石炭を使用しない
バイオマス/アンモニア	0	25,632–32,432 MW (4.5%–6.6%)
国内熱ガス	14,930 MW (9.9%)	LNGへの転換: 7,900 MW (1.4%–1.6%) 水素への換算: 7,030 MW (1.2%–1.4%)
LNG	22,400 MW (14.9%)	水素と結合（部分的）: 4,500–9,000 MW (0.8%–1.8%) 水素に変換（完全に）: 16,400–20,900 MW (3.3%–3.6%)

²首相が2023年5月15日付で発表した、2050年までのビジョンを持つ、2021年から2030年までの国家電力開発計画の承認に関する決定No.500/QĐ-TTgの第1条II.2.a項

³首相が2023年5月15日付けで発表した、2050年までのビジョンを持つ、2021年から2030年までの国家電力開発計画の承認に関する決定第500/QĐ-TTg号第1条III.1.c項

電源	2030	2050
柔軟な電源	300 MW (0.2%)	30,900-46,200 MW (6.3%-8.1%)
輸入	5,000MW(3.3%)、目標は以下の通り。	11,042 MW (1.9%-2.3%)

ベトナムとの公正なエネルギー転換パートナーシップの確立に関する政治宣言(JETP宣言)

ベトナムは、EU、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、日本、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、カナダ、デンマーク王国、ノルウェー王国を含む国際パートナーシップ・グループ(IPG)とともに、ベトナムにおける「公正なエネルギー転換パートナーシップ」の確立に関する政治宣言を発表しました。

このパートナーシップ協定は、ベトナムが2050年までにネット・エミッションを達成するという目標を実現し、温室効果ガス排出のピークアウトと化石燃料からクリーン・エネルギーへの移行プロセスを加速させる助けとなります。パートナーは以下のことを行います。

ベトナムのエネルギー転換のニーズに対応するため、今後3～5年間で155億米ドルの初期資金を動員します。そのうち77億米ドルは、IPGが現在の資本市場よりも魅力的な融資条件で調達したものです⁴。

JETPの資源動員計画(RMP)は、ベトナムが以下を進めることを支援します。

公正なエネルギー転換には、以下のような具体的目標があります⁵:

- ▶ 温室効果ガス排出量のピークを2035年から2030年に早める。
- ▶ 電力部門の年間排出量を2億4,000万トンから1億7,000万トンへと最大30%削減し、2030年までに排出量のピークを5年早める。
- ▶ ベトナムの石炭発電容量を37GWの計画から30.2GWに制限する。
- ▶ 自然エネルギーの導入を加速し、2030年までに総発電量の少なくとも47%を自然エネルギーが占めるようにする。

⁴ベトナムとの「公正なエネルギー転換パートナーシップ」の確立に関する政治宣言の第18項

⁵ベトナムとの「公正なエネルギー転換パートナーシップ」の確立に関する政治宣言の第24項

アジア・ゼロエミッション共同体 共同声明

ベトナムは、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイを含むアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)のパートナーとともに、2023年3月4日に共同声明を発表し、パリ協定の目標を達成するため、アジア地域におけるカーボンニュートラル／ネット・ゼロエミッションに向けたエネルギー転換を加速させることを共同で約束した。これらのコミットメントには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない⁶：

- ▶ エネルギー効率、再生可能エネルギー、水素、アンモニア、エネルギー貯蔵、バイオエネルギー、炭素回収・利用・貯蔵などの脱炭素戦略、計画、ビジネス、技術の開発、実証、展開
- ▶ 送電網を含む脱炭素インフラへの投資や、重要な鉱物・材料を含むクリーンエネルギーのサプライチェーン開発への財政支援
- ▶ 脱炭素技術の開発、調和、規格の相互運用性の確保、この分野における人材能力の強化

⁶アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)首脳会合、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)共同声明」、2023年3月4日

A low-angle, upward-looking photograph of several modern skyscrapers with glass facades. The buildings are arranged in a way that they converge towards the top center of the frame, creating a strong sense of height and scale. The sky is a clear, light blue with some faint clouds. The overall color palette is dominated by blues and greys, with the yellow text providing a sharp contrast.

投資保護と 投資優遇措置

1 投資保護¹

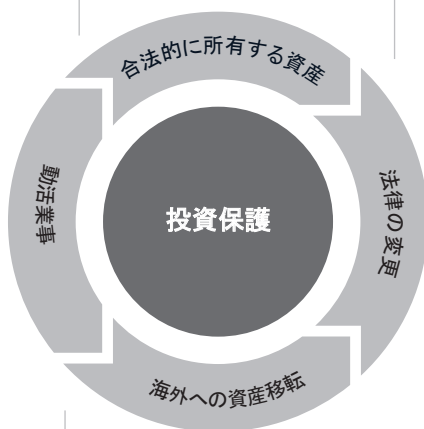
LOI 2020の下、政府は外国人投資家に以下の投資保護を提供しています:

外国人投資家への投資保護

- ▶ 流用・没収の禁止
- ▶ 国防、安全保障、国益のために没収された場合の補償

- ▶ より有利な場合、新たな優遇措置を受ける権利
- ▶ 以前より不利になっても、現行の優遇措置を維持する。
- ▶ 国防および安全保障上の理由から投資家が優遇措置を受ける権利を失った場合、関連する補償が適用される場合がある。

- ▶ 国内の物品、サービス、及び販売業者を優先しない
- ▶ 物品・サービスの輸出比率数量、金額、種類に制限なし
- ▶ 輸出入比、輸入代替率、R&D比率を自社で決定することが可能
- ▶ 本社所在地や物品・サービスの提供地を自社で決定することが可能



- ▶ 投資資本と清算
- ▶ 事業活動による収入
- ▶ 合法的な現金及びその他の資産

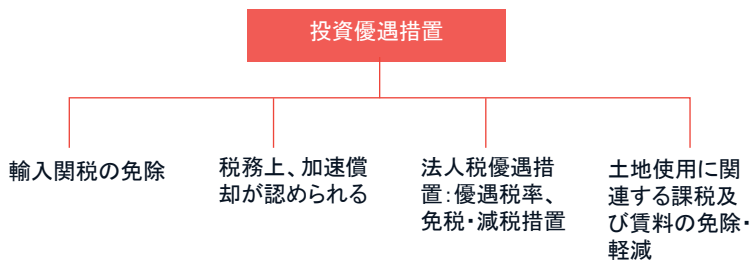
¹2020年投資法の第10、11、12、13条



2 投資優遇措置及び支援

2020年投資法により、以下の投資優遇措置及び政府支援が提供されています。

2.1 投資優遇措置



¹2020年投資法の第15、18条



投資支援

2.2

- 1 投資案件に関連する技術的・社会的インフラの整備
- 2 人材育成と開発
- 3 信用保証
- 4 関連当局の決定による事業所へのアクセス及び事業所の移転
- 5 科学技術及び技術移転
- 6 市場開拓と情報提供
- 7 R&D

出典: 2020年投資法の第18条

2.3 優遇措置の対象投資案件

- 1 2020年投資法第16条1項に定められる奨励分野に該当する投資案件
- 2 2020年投資法第16条2項に定められる奨励地域における投資案件
- 3 総投資額が6兆VND以上の大規模投資で、抛出スケジュール、売上、労働力に関する要件を満たす投資案件
- 4 社会的住居建設案件、地方において500人以上の従業員を雇用する投資案件、及び障害者法で定める障害者を雇用する投資案件
- 5 ハイテク企業、科学技術企業、科学技術組織、技術移転法07/2017/QH14に定める技術移転奨励リストに該当する技術移転を伴う案件、ハイテク法21/2008/QH12及び科学技術法29/2013/QH13に定める技術インキュベーター、及び科学技術企業インキュベーター、環境保護法第/2014/QH13に定める環境保護要件を満たすことを目的とした技術、機器、製品、サービスの製造及び供給を行う企業
- 6 イノベーション・スタートアップ案件、NICS、及びR&Dセンター
- 7 中小企業の製品流通チェーンへの投資、中小企業を支援する技術施設や中小企業インキュベーターへの事業投資、中小企業を支援するコワーキングスペースや中小企業法に規定されるイノベーションスタートアップへの事業投資

出典:投資法61/2020/QH14(2020年6月17日付ベトナム国会発行)第15条2項

工業団地及び経済特区における 投資優遇措置と支援

現在、ベトナム全国には400を超えるIZがあります。以下は、地域別のIZ数及び稼働率の概要です。

地域	工業団地						
	数量		面積(ha)		稼働率		
	数	全国に対して占める割合 (%)	面積	全国に対して占める割合 (%)	土地面積 (ha)	稼働面積 (ha)	稼働率(%)
北部山間部	34	8.2	8,725.28	6.7	5,584.11	3,636.21	65.1
紅河デルタ	115	27.8	33,617.63	26.0	24,328.90	14,420.40	59.3
中南部	70	17	23,330.16	18.1	16,522.10	5,583.21	33.8
タイグエン省	11	2.7	1,888.02	1.5	1,211.19	749.00	51.8
東南部	114	27.6	44,595.85	34.5	30,032.24	21,181.25	70.5
メコンデルタ	69	16.7	17,016.47	13.2	11,405.55	4,985.86	43.7
合計	413	100	129,173.41	100	89,085.11	50,555.93	56.75

優遇措置と 支援	IZs	EZs
-------------	-----	-----

CIT	2年間の免税措置、続く4年間は50%削減	15年間の優遇税率10%に加え、4年間は免税措置、続く9年間は50%減税(不動産譲渡所得を除く)
-----	----------------------	--------------------------------------------------

輸入関税	<p>EPZからの輸出品、及び輸出目的加工のためのEPZへの輸入品は関税対象外</p> <p>また、IZのインフラ整備のための投資プロジェクト、及びIZ内にある事業者の固定資産を構成するための輸入品は輸入関税の対象外</p> <p>IZのインフラ整備を目的とした投資プロジェクトでは、製造のために、国内で生産されていない材料や部品を輸入する場合、操業日から5年間、輸入関税の対象外</p>	<p>沿岸EZに立地する投資プロジェクトでは、固定資産を構成するために輸入する場合、及び、製造のために、国内で生産されていない材料や部品を輸入する場合、操業日から5年間、輸入関税の対象外</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

土地	<p>IZのインフラ開発と運営のための投資プロジェクトは、土地賃貸料が免除される建設期間の後、特定の条件に応じて、11年から全賃貸期間まで様々な期間分の土地賃貸料が無料となる</p>	<p>EZに位置する投資プロジェクトは、特定の条件に応じて、11年から全賃貸期間まで様々な期間分の土地賃貸料が無料となる</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

信用	<p>IZインフラ整備のための投資プロジェクトは、政令32/2017/ND-CP(政令78/2023/ND-CPにより改正)に基づき、投資 ローンを受けられる</p>	<p>EZは、重要な社会技術インフラの建設目的で、債券発行、ODA、優先貸付、PPPファンド、投資家からの前金など、他の資本動員方法を採用することができる</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

建築	<p>IZ内の重要施設の建設は、国家予算により支援される</p> <p>IZ内の労働者用の寮やその他の社会インフラの建設、運営、賃貸にかかる費用は、CIT算出時に損金算入可能</p> <p>労働者用住宅やその他の施設の建設を目的とする投資プロジェクトは、社会的住宅の建設や分野に対する規定の優遇措置を受けられる</p>	<p>EZ内の重要施設の建設は、国家予算により支援される</p> <p>EZ内の労働者用の寮やその他の社会インフラの建設、運営、賃貸にかかる費用は、CIT算出時に損金算入可能</p> <p>労働者用住宅やその他の施設の建設を目的とする投資プロジェクトは、社会的住宅の建設や関連分野に対する規定の優遇措置を受けられる</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

裾野工業団地、専門の工業団地、エコ工業団地、ハイテク工業団地の投資優遇措置

1. 裾野IZ、専門産業団地、エコIZ、ハイテクIZは、一般のIZに適用される投資優遇措置を受ける対象になります。

2. IZ、専門IZ、エコIZ、ハイテクIZは、以下の特別な優遇措置及び支援を受けることができます。

- ▶ 上記のIZを開発する場合、60%の稼働率という条件はありません
- ▶ 土地に関する法律に基づく賃貸料の免除・減額の対象になります
- ▶ 国の投資融資を優先的に受けることができます
- ▶ 地方政府の投資誘致プロジェクトリストへの掲載資格を持ちます

3. 上記の投資優遇措置及び支援に加え、エコ工業区は以下のインセンティブ及び支援を受けることもできます。

- ▶ IZ内外の技術建設施設を支援し、IZ内の企業とのつながりを構築し、産業協力の発展とエコIZへの転換を支援します
- ▶ IZの企業のシステムの管理・運営手順の改善、汚染源の削減を目的とした新しい製造技術の改修、原材料のリサイクルを支援する科学・工学・技術移転を支援します
- ▶ 優遇措置融資、グリーン信用、グリーン債券を優先的に受けることができます
- ▶ 現状ステータス、技術、産業協力に関する情報へのアクセスの優先権を受けることができます

特別投資優遇措置と投資支援

2020年投資法と2021年10月6日付で首相が発行した特別投資優遇措置を規定する決定29/2021/QĐ-TTgでは、以下のような社会的、経済的に大きな影響を与えるいくつかの投資プロジェクトの開発を奨励するために、異なるレベルの特別投資優遇措置を政府が承認する仕組みを導入しました。

対象となる投資プロジェクト:

- ▶ A - 特別投資優遇措置対象分野の投資プロジェクトで、投資資本額が30兆VND (12.6億USD相当)以上あり、IRC発行日または承認日から3年以内に少なくとも10兆VND(4.21億USD相当)を拠出する投資プロジェクト
- ▶ B - イノベーションセンターおよびR&Dセンターを設立する新規投資プロジェクト (当該新規プロジェクトの拡張投資を含む)で、投資資本額が3兆VND(1億2600万USD相当)以上であり、IRC発行日または承認日から3年以内に少なくとも1兆VND(4,210万USD相当)を拠出する投資プロジェクト
- ▶ C - 首相の決定に基づいて設立されたNIC

対象外の投資プロジェクト:

- ▶ 2020年投資法の発効日より前に投資証明書、IRC、承認を得た投資プロジェクト
- ▶ 以下の分野における投資プロジェクト:
 - ▶ 鉱物の採掘プロジェクト
 - ▶ SST法27/2008/QH12号に基づくSSTの対象となる物品およびサービスの製造・販売プロジェクト(自動車、航空機、ヨットの製造プロジェクト)
 - ▶ 住宅に関する法律65/2014/QH13号に規定される商業用住宅建設事業

特別投資優遇措置と支援の詳細

特別投資優遇措置と投資支援の内容	対象となる投資プロジェクトまたは条件
<ul style="list-style-type: none">▶ CIT率9%(30年間)▶ 5年間のCIT免税措置、続く10年間は50%減税▶ 土地使用料、水面使用料を18年間免除、残余期間は55%減額	<ul style="list-style-type: none">▶ 投資プロジェクトA
<ul style="list-style-type: none">▶ CIT率7%(33年間)▶ 6年間のCIT免税措置、続く12年間は50%減税▶ 土地使用料、水面使用料を20年間免除、残余期間は65%減額	<ul style="list-style-type: none">▶ 投資プロジェクトB または▶ 次のいずれかの条件を満たす投資プロジェクトA:<ul style="list-style-type: none">▶ ハイテクプロジェクトレベル1▶ ベトナムのサプライヤーやサービスプロバイダーの参加レベル1▶ 技術移転レベル1▶ 完成品の総製造コストに占める付加価値割合が30%-40%を超える
<ul style="list-style-type: none">▶ CIT率5%(37年間)▶ 6年間のCIT免税措置、続く13年間は50%減税▶ 土地使用料、水面使用料を22年間免除、残余期間は75%減額	<ul style="list-style-type: none">▶ 投資プロジェクトC または▶ 次のいずれかの条件を満たす投資プロジェクトA:<ul style="list-style-type: none">▶ ハイテクプロジェクトレベル2▶ ベトナムのサプライヤーやサービスプロバイダーの参加レベル2▶ 技術移転レベル2▶ 完成品の総製造コストに占める付加価値の割合が40%以上のもの

備考:

- ▶ ハイテクプロジェクトのレベルは、ハイテク製品の売上高、R&D費、人員の水準に基づいて決定されます。
- ▶ ベトナムのサプライヤーやサービスプロバイダーのサプライチェーンへの参加レベルは、ベトナム企業の参加レベルとサプライチェーンへの貢献度に基づいて決定されます。
- ▶ 技術移転のレベルは、技術移転を受けたベトナム企業の数で決定されます。

事業形態





1 直接投資の形態

外国投資家は、以下のような形態でベトナムに投資することができます。

事業体の設立

出資、株式・持分の取得

投資プロジェクトの実行

事業協力契約

政府が規定するその他の形態

出典: 投資法61/2020/QH14 (2020年6月17日付ベトナム国会発行)

2 企業の形態

ベトナムの企業形態

	設立	所有	責任
一人有限責任会社	出資者(社員)からの出資により設立	1人の法人または1人の個人	会社の所有者は、会社の定款資本の範囲内で、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う
二人以上有限責任会社	出資者(社員)からの出資により設立	出資者は法人、個人を問わないが、50名以下でなければならない	二人以上LLCの場合、社員は、2020年企業法第47条4項に規定される場合を除き、出資額の範囲内で、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う
株式会社	設立時株主が株式を引き受けることで設立	株主数3名以上(上限なし)	株主は、その出資額の範囲内でのみ、企業の債務及びその他の負債に対して責任を負う
パートナーシップ	ゼネラルパートナーにより設立パートナーシップには有限責任社員が含まれる場合がある	少なくとも2名(個人)のゼネラルパートナーが必要	ゼネラルパートナーは、自分の全資産に相当する企業の負債に対して責任を負う。有限責任社員は、出資を約束した額に相当する企業の負債に対して責任を負う
私企業	1人の個人によって設立	1人の個人が所有	所有者は、自分の全資産に相当する会社の運営全体に対して責任を負う

出典:企業法59/2020/QH14(2020年6月17日付、ベトナム国会発行)

ベトナムでの投資プロジェクト及び企業の設立

2020年投資法では、ベトナムが加盟している国際条約のさまざまな公約や、現地の規制を考慮して、市場参入に関するより明確なルールを導入しています。

外国投資家が市場に参入できる事業分野

外国投資家が参入できない分野
(政令31/2021/ND-CP、付録I、表A)

✖ 外国投資家には認められない

外国投資家が条件付きで参入できる分野
(政令31/2021/ND-CP、付録I、表B)

✔ 外国投資家は条件付きで市場参入が認められる

市場への参入条件

- ▶ 外資比率
- ▶ 投資の形態
- ▶ 投資の範囲
- ▶ 投資家の能力
- ▶ その他

表A及び表Bに含まれていない事業分野

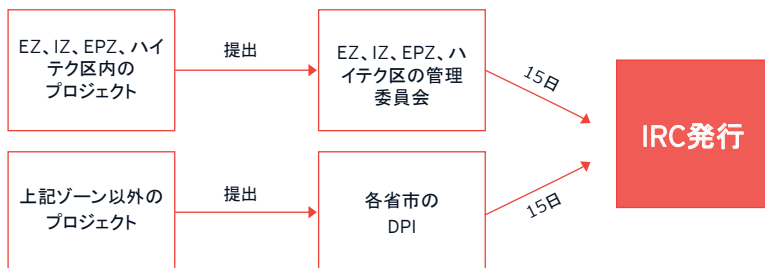
✔ 外国投資家は、国内投資家と同等に市場参入できる

出典：政令31/2021/ND-CP(2021年3月26日付政府発行)第17条

外国投資家は、投資プロジェクトとそのプロジェクトを管理する事業を設立することにより、ベトナムで事業を開始することができます。条件付経営投資分野(原子力発電所、特殊用途林、源流保護林、国境保護林、空港・ターミナルの建設、石油加工、外国人向け賭博・カジノ、ゴルフ場等)への投資は、上位監督官庁の事前承認が必要です。このため、条件付経営投資分野では、各監督官庁が関与することになります。

登録プロセスの手順とタイムライン

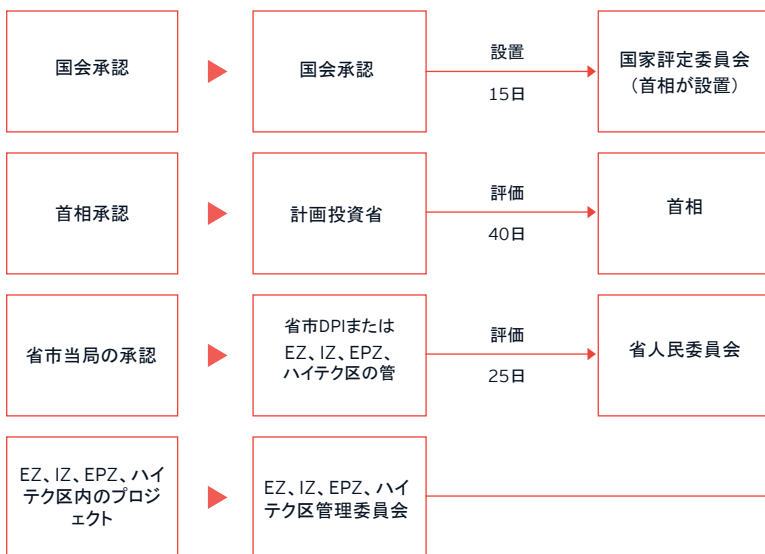
事前承認を要しないプロジェクト



出典:2020年投資法

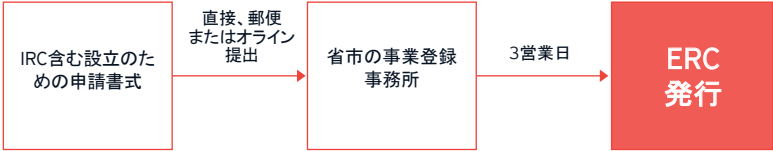
事前承認を取得するまでのタイムライン

事前承認を要するプロジェクト

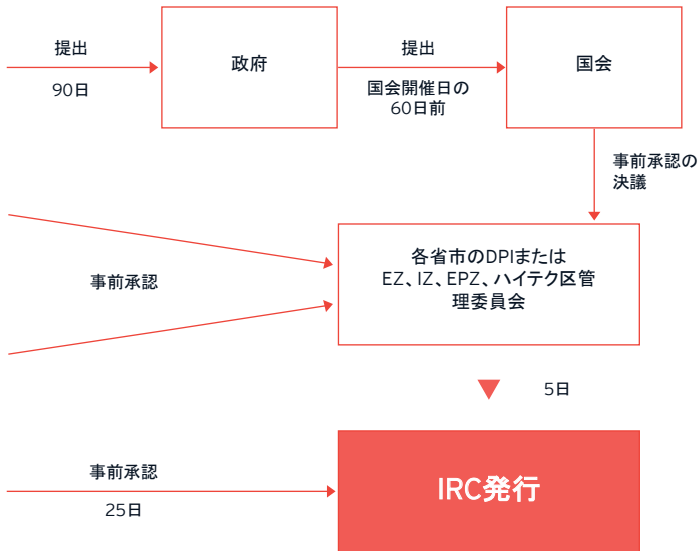


出典:投資法第61/2020/QH14号(2020年6月17日付ベトナム国会発行)

設立の手順とタイムライン



出典: 企業法59/2020/QH14 (2020年6月17日付ベトナム国会発行)



知的財産の発展



知的財産に関するWTOの要件および知的財産権の保護についてより高い水準を満たすため、2022年6月16日に改正知的財産法(LOIP)がベトナム国会において批准され、2023年1月1日に施行されました。以下の変更により技術移転及び知的財産権の商業化の推進が期待されます。

- ▶ 行政手続きの明確化: 組織や個人による著作権及び関連するその他の権利のオンライン登録を行うための手続きの明確化、工業デザイン(意匠権)の説明ルールの簡素化、工業デザイン(意匠権)の公開延期の可能化、工業デザイン(意匠権)の苦情解決手続きに関するいくつかの条項を補足することによって意匠権の登録プロセスが簡便化されました¹。
- ▶ 著作権および関連する権利に関するより具体的な規定:
 - ▶ 著作者と支援者の定義: 著作者とは著作物を直接創作した人物であり、著作物の創作のための支援、アイデア、材料を提供した人物は著作者ではなく、共同著作者にも該当しません²。
 - ▶ 契約に基づく著作者人格権の譲渡が許可されました³。
- ▶ 音商標サンプルの定義及び音商標保護の規定が導入されました。商標が音である場合、商標の形態は音声ファイル及び音声によるグラフィック表現を伴うものでなければならないと規定されています⁴。

¹ 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条14項、33項、38項、44項(2022年06月16日付ベトナム国会発行)

² 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条4項(2022年06月16日付ベトナム国会発行)

³ 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条5項(2022年06月16日付ベトナム国会発行)

⁴ 知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号第1条33項(2022年06月16日付ベトナム国会発行)

土地·住宅



1 土地

2014年7月1日から施行された土地に関する法律45/2013/QH13号では、以下のようなFIEの土地使用形態が規定されています。

土地使用の形態	土地使用権に関わる金銭的債務
<ul style="list-style-type: none">▶ 国から割り当てられた土地▶ 国や不動産デベロッパーから借りた土地	<ul style="list-style-type: none">▶ 土地使用権証明書を付与する場合：土地使用料、土地使用権登録料、土地使用権証明書発行のための評価料、ライセンス料、土地補償料（必要に応じて）▶ 操業中の場合：土地賃貸料、非農業用地使用料、農業用地使用料、自然資源税（必要に応じて）

出典：土地法45/2013/QH13号（2013年11月29日付ベトナム国会発行）

土地使用料の免除¹

件名	免除期間
奨励された投資分野のプロジェクト	3年
経済・社会的に困難な地域でのプロジェクト	7年
経済・社会的に困難な地域にある奨励された投資分野のプロジェクト	11年
経済・社会的に特に困難な地域にある奨励された投資分野のプロジェクト	15年
2020年投資法第20条に規定されている特別投資インセンティブの対象となるプロジェクト	最大22年
経済・社会的に特に困難な地域、もしくは、ハイテクIZにある、特に奨励される投資分野のプロジェクト	プロジェクトの全期間

¹上記の各インセンティブは、関連法規に基づく特定の条件を満たす必要があります

2 住宅

外国人は、住宅建設投資プロジェクトにおいて、アパートやセパレートハウスを含むベトナムの商業用住宅を購入、賃貸、取得、相続することができます。商業用住宅の建設プロジェクトに関する新たに発行された規則によると、商業用住宅の建設に使用される土地の種類には次のものがあります。

(i) 住宅用地

(ii) プロジェクト推進のため、使用目的変更のための条件を満たした住宅用地及びその他の土地。

管轄官庁による承認を得た後、必要に応じて土地使用目的の変更を申請し、関連法規に従って財政的義務を果たす必要があります¹。

¹ 公共投資法、官民パートナーシップ投資法、投資法、住宅法、入札法、電力法、企業法、特別消費税法、民事判決執行法の修正、補足に関する法律第03/2022/QH15号第4条 (2022年1月11日付ベトナム国会発行)





会計、税務、関税



1 会計

ベトナムの会計規則

会計法は、ベトナムにおける最上位の会計規則です。会計に関するガイダンスは、政府決定、政令、通達、オフィシャルレター、及びVASによって規定されています。

会計基準

2001年から2005年にかけて発行されたVASは現在26あり、これらは主に発行当時のIASやIFRSに基づいた内容となっています。そのため、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「収益認識」、IFRS第16号「リース」等の新しい会計基準はまだ適用されていません。しかしながら、ベトナムはVASとIFRSの差異を埋めるためのロードマップを導入しており、将来はIFRSの任意適用が可能になると期待されています。

2020年3月16日、ベトナムはVASとIFRSのギャップを埋めるためのロードマップを導入し、2022年から2025年にかけてIFRSを任意適用し、2025年以降にIFRSを強制適用することを計画しています。しかし、このIFRS導入ロードマップに基づく計画の延期が財務省から発表されることが予想されます。

会計制度

2014年12月22日付でMOFが発行した通達200/2014/TT-BTC(通達200)は、ベトナムの会計制度と会計基準の適用に関するガイダンスを提供しており、ベトナムの企業で一般的に使用されています。

通達200について、IFRSに近づくための変更が提案されており、改正通達の草案がパブリックコメントのために発行されています。



新規設立企業の初期登録

新規設立企業は、税務当局に以下のような内容を含む通知をする必要があります。

- ▶ フレームワーク: VAS
- ▶ 言語: 会計記録はベトナム語である必要がありますが、一般的に使用されている外国語との併用も可能です。
- ▶ 会計年度: 会計期間は通常12ヶ月間で、企業は会計年度末を選択することが可能です。会計年度末は12月末か、各四半期末(3月末、6月末、9月末)のいずれかになります。
- ▶ 機能通貨: 会計記録は、一般的にVNDで行うことが求められています。外国通貨で主な取引を行う企業は、所定の要件をすべて満たしていれば、会計記録及び財務諸表の表示に外国通貨を選択することができます。

企業は、会計法及び規制で定められた所定の基準と条件を満たすチーフアカウントを任命する必要があります。チーフアカウントを任命できない場合、企業は規制で定められた基準と条件を満たす会計担当者を一時的(最長12ヶ月)に任命するか、外部の会計事務所にチーフアカウント業務を委託することができます。

会計記録と財務諸表

会計記録

会計書類: 会計伝票及び会計帳簿は、紙面または電子データで保管することができます。電子データで保管されている場合、会計伝票と会計帳簿は、管轄当局からテスト、検査、モニタリング、監査の目的で要求された場合にのみ印刷する必要があります。

保管期間:

- ▶ 企業の管理・運営に使用される文書: 5年
- ▶ 会計データ及び会計帳簿: 10年
- ▶ 経済、国家安全保障、防衛の観点から重要な文書: 無期限

年次財務諸表

VAS及び通達200で定められた財務諸表の構成様式は以下の通りです。

- ▶ 貸借対照表(オフバランス項目の個別明細を含む)
- ▶ 損益計算書
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 注記

年次財務諸表は、チーフアカウント及び法定代表者の承認を受け、財務諸表の写しを会計年度終了後90日以内に地方当局に提出しなければなりません。

法定の報告のために、機能通貨としてVND以外の通貨を使用している企業は、一定の規則に従って、使用している通貨で作成された財務諸表をVNDに換算する必要があります。

FIEは、年次財務諸表の監査を受けることが義務付けられています。そのため、FIEは、毎年MOFが承認・公表している監査人のリストの中から監査人を選任しなければなりません。

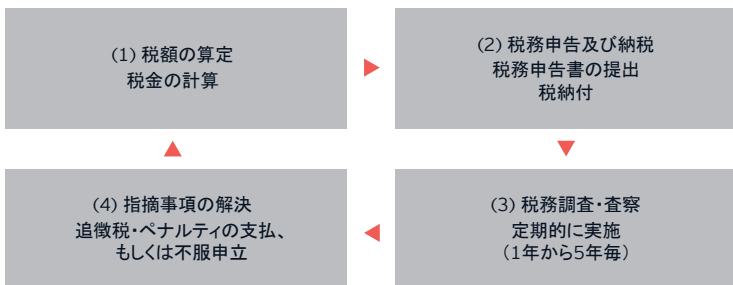
2 税務



2.1 ベトナムの税制

税務申告は自己申告制であり、納税者が自主的に納税額を決定する責任を負います。自主的に申告、納税された税金は、税務当局による税務調査または査察の対象となります。税務調査は通常1年から5年の期間中に行われます。税務調査中に指摘を受けた場合には、是正が求められますが、不服申し立制度を利用することも可能です。

納税額決定までの一般的な手順



出典:政令125/2020/ND-CP(2020年10月19日付政府発行)、政令126/2020/ND-CP(2020年10月19日付政府発行)
第8条、租税管理法38/2019/QH14(2019年6月13日付ベトナム国会発行)



ベトナムへの投資を検討している企業に関連する税金は、以下のとおりです。

すべての税金は全国で適用されます

分類	税金
主な税金	CIT VAT FCWT PIT
その他	SST 天然資源税 環境保護税 (EPT) ビジネスライセンス料 (BLF) その他

出典：法人所得税に関する法律14/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)、VATIに関する法律13/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)、VATIに関するいくつかの条項を修正する法律31/2013/QH13(2013年6月19日発行)、SSTに関する法律第27/2008/QH12(2008年11月14日付ベトナム国会発行)、VAT法のいくつかの条文を修正・補足する法律31/2013/QH13(2013年6月19日発行)、特別消費税に関する法律27/2008/QH12(2008年11月14日付ベトナム国会発行)、政令50/2010/ND-CP(2010年5月14日付政府発行)



2.2 税務申告のタイムライン

税務申告書の提出期限

申告基準	期限	CIT	VAT(*)	FCWT	PIT(*)	BLF
月次	翌月20日		✓	✓	✓	
四半期	四半期末から 翌月の最後日	(**)	✓		✓	
年度/確定報告	納税年度末から 3ヶ月後の月末	✓			✓	✓
発生時(***)	発生から10日以内	✓	✓	✓	✓	

(*) VAT及びPITの申告は、基本的には月次で行われます。四半期毎のVAT申告は、(i) 新規設立後12ヶ月までの企業、または(ii) 前年度の年間売上高が500億VND未満の企業が申請した場合のみ選択適用できます。VATの申告が四半期毎に行われる場合のみ、四半期毎のPITの申告が選択可能となり、その他の場合、VAT申告が不要になります。

(**) 企業は四半期毎にCITを予定納付しなければなりません。インフラストラクチャーや住宅の販売・賃貸のプロジェクトを行っており、顧客から前金を徴収する場合、収益・前金の総額の1%を支払う必要があります。

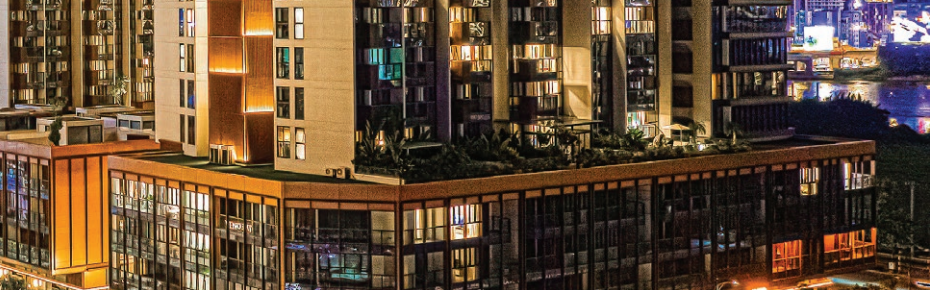
(***) (i) CIT申告: 不動産取引を行った企業のうち、不動産会社ではない納税者、不動産会社のうちこの申告方法を選択した納税者、外国組織のうちベトナムで事業を行っている、もしくは、ベトナムで資本譲渡により収入を得ているものの、当該業務が投資法または企業法の規制に準拠していない組織。

(ii) VAT申告: VAT申告について直接法を登録している企業が不動産譲渡取引を行う場合、または輸入時のVAT。

(iii) PIT申告: 資本譲渡、不動産譲渡、資本投資、(外国からの)著作権、フランチャイズ、賞金、相続、贈与による所得。

(iv) FCWT申告: 企業が月に何回もFCWT対象取引を行う場合、発生の都度申告するのではなく、月次で申告します。

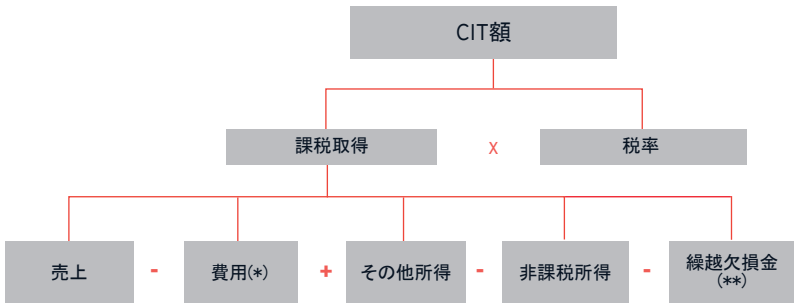
出典: 税務管理法38/2019/QH14(2019年6月13日付ベトナム国会発行)第44条、税務行政に関する法律の一部規定の細則を定める政令(2020年12月5日施行)第8条



2.3 法人税

税計算

CITの計算



(*) 損金として認められるためには、以下の4つの条件を満たす必要があります。

- (1) 事業活動に関連して発生している
- (2) 適切な書類で裏付けられている
- (3) 2,000万VND以上の支払は銀行振込等の現金以外の方法支払われている
- (4) 規定されている損金不算入のリストに含まれていない

(**) 繰越欠損金は継続と完全的に5年間繰り越すことができます。複数の事業から生じる課税所得と繰越欠損金を相殺するには、規定従う必要があります。

出典：CITに関する法律第14/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)第7条

損金不算入

損金不算入項目

損金不算入項目

- ▶ 実際に支払われていない、または労働契約書、労働協定、社内規定で明確に規定されていない人件費
 - ▶ 従業員の福利厚生費が、上限(平均月給1ヶ月分)を超える場合
 - ▶ 合理的な消費水準を超える原材料、消耗品、燃料、電力、商品にかかる費用
-
- ▶ 経済団体・金融機関以外からの借入利息が、SBVが定める金利の1.5倍を超える場合
 - ▶ 出資計画に基づいた出資が実施されない状況における、定款資本相当の借入金に対する利息
 - ▶ 期末時点における未払金または全額支払われていない未払金
-
- ▶ 規定に準拠していない、金融投資損失、在庫評価損、製品保証、工事等にかかる引当金
 - ▶ 買掛金以外の期末時点における未実現為替差損
 - ▶ 外国企業が恒久的施設に配分したマネジメントフィー、経営指導料等のうち、収益に応じた配分比率に基づいて決定された金額を超えるもの
-
- ▶ 関連者間取引を行う企業の場合、正味支払利息がEBITDAの30%を超える場合(超過分は5年間繰越可能)
 - ▶ 行政上のペナルティ、罰金、遅延利息等
 - ▶ 従業員に対して任意で加入した300万ドン/人/年以上の年金、または生命保険掛金
-
- ▶ 法律に定める寄付金以外の慈善住宅建設、医療、自然災害などへの寄付金
 - ▶ 株式の発行、取得及び売却に関連する特定の費用

出典:CITIに関する法律14/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)第9条



税率

現在の標準税率は20%です。石油、ガス、その他希少な天然資源探査及び採掘を行う企業のCIT率は、投資案件の場所や種類によって、32%から50%となります。

納税

2022年度以降、第4四半期までの予備納税額は、確定税額の80%以上であることが求められます。それを下回る場合、遅延利息が適用されます。

税制優遇措置

CIT優遇措置は、立地条件、業種、事業規模等の様々な条件でそれぞれ適用されます。

複数の優遇措置要件に該当する場合、最も有利な優遇措置を適用することができます。

一般的に、優遇税率は、最初に売上が計上された年から適用されます。また、免税・減税期間は、課税所得が発生した最初の年、または、売上を計上してから4年目のいずれかの早い年度から開始されます。

ハイテク企業、ハイテク技術を適用する農業事業、ハイテク法に定める要件を満たす企業は、ハイテク企業の認証を受けた年から優遇税率が適用されます。



ベトナムの投資優遇措置の概要

所在地による投資優遇措置

活動内容	CIT優遇措置	
	優遇税率	免税・減税期間
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済・社会的に特別に困難な状況にある地域 ▶ 経済特区 ▶ 首相決定により設立された集中IT地区を含むハイテクゾーン 	10% 15年間	4年間の免税措置 続く9年間は50%の減税
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済・社会的に困難な状況にある地域 	17% 10年間	2年間の免税措置 続く4年間の50%減税
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工業団地(経済・社会的に恵まれていない地域) 	該当なし	2年間の免税措置 続く4年間の50%減税

事業分野(セクター)による投資優遇措置

活動内容	CIT優遇措置	
	優遇税率	免税・減税期間
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ハイテク企業／ハイテク適用企業 ▶ 給水所、発電所、排水・給排水システム、橋、道路、鉄道、港湾等への投資開発 ▶ ソフトウェア制作 ▶ 複合材料、軽量建築材、及び希少素材の生産、再生可能エネルギーの生産、クリーンエネルギー、廃棄物処理によるエネルギー、バイオテクノロジーの開発 ▶ 環境保護 ▶ 裾野産業 	10% 15年間	4年間の免税措置続 く9年間は50%減税
▶ 経済・社会的に困難な地域／特に困難な地域での社活性化プロジェクト	10% プロジェクト期間全体	4年間の免税措置続 く9年間は50%減税
▶ 経済・社会的に困難な地域／特に困難な地域以外での社会化活動プロジェクト	10% プロジェクト期間全体	4年間の免税措置続 く5年間は50%減税
▶ 困難な地域での農業、畜産業、水産加工、林業、植物の品種改良、種畜及び製塩、農産物、養殖物、食品保存等	10% プロジェクト期間全体	該当なし
▶ 困難な地域／特に困難な地域以外での農業、畜産業、農水産物の加工業	15% プロジェクト期間全体	該当なし
▶ ハイグレード鉄鋼製品、省エネ製品、農林水産業、製塩用の機械、設備の製造、伝統工芸品等の製造	17% 10年間	2年間の免税措置続 く4年間は50%減税

事業規模による投資優遇措置

活動内容	CIT優遇措置	
	優遇税率	免税・減税期間
▶ 6兆VNDの投資資本プロジェクト(*)	10%	4年間の免税措置
▶ 12兆VNDの投資資本プロジェクト(**)	15年間	続9年間は50%減税
▶ 3兆VNDの投資資本プロジェクト(***)	9% 30年間、	5年間または6年間の免税措置
▶ 30兆VNDの投資資本プロジェクト(****)	7% 33年間、または、 5% 37年間	続10年間、12年間、または、13年間は、50%減税

(*) ライセンス取得後3年以内に投資資本を拠出しなければならない。売上発生してから4年目までに年間10兆VND以上の売上を計上するか、または、操業を開始してから4年目までに3,000人超の従業員を雇用するプロジェクトに適用される。

(**) ライセンス取得後5年以内に投資資本を拠出しなければならない。ハイテク法及び科学技術法の対象となる技術を用いたプロジェクトに適用される。

(***) ライセンス取得後3年以内に1兆VNDを拠出しなければならない。この優遇措置は、イノベーションセンターやR&Dセンターを設立する投資プロジェクトに適用される。

(****) ライセンス取得後3年以内に10兆ドンを拠出しなければならない。この優遇措置は、特別投資優遇措置の対象となる分野の投資プロジェクトに適用される。

出典: CITに関する法律第14/2008/QH12号(2008年6月3日付ベトナム国会発行)第13条、政令第218/2013/ND-CP号(2013年12月26日付政府発行)第15条および第16条

優遇期間の延長

大規模かつ高度な新技術を用いた投資プロジェクトで、特に誘致が必要と考えられるものについては、財務大臣の提案と首相の承認に基づき、10%の税率の適用期間を30年まで延長することができます。

グローバルミニマム課税に関する決議

2023年11月29日、ベトナム国会は所得包括ルール(IIR)と適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)を適用する決議を可決しました。この決議は2024年1月1日から施行されます。

同決議によると、対象となる事業体には、過去4事業年度のうち少なくとも2事業年度の年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループの構成事業体が含まれます。管轄地域の実効税率(ETR)が最低税率の15%を下回る場合、ベトナムにおいてトップアップ税が課されます。

2.4

付加価値税

VATは、ベトナム国内での生産、取引、消費に使用される商品やサービス(海外の組織や個人から購入したものも含む)に課税されます。

納付

一般的に、VATは事業活動が行われている地域の税務当局に支払わなければなりません。輸入品の場合は、実際に輸入される前に税関当局がVATを徴収します。

申告方法

VATの申告方法には、控除方式と直接方式の2種類があります。申告方法の採用条件は、年間売上、事業分野、会計システム、事業目的等に基づいています。

控除方式と直接方式の条件比較

条件	控除方式	直接方式
年間売上	VAT対象となる売上が10億 VND以上	自主的に控除方式に登録しない限り、VAT対象となる売上が10億 VND未滿
事業分野	控除方式によるVAT申告を自主的に登録した場合	金、銀、宝石の取引に係る事業 事業を営む個人・世帯
会計システム	関連する会計・税務規制に準拠して網羅的に会計帳簿、請求書、及び文書等を管理する	適切な会計帳簿の維持は不要

出典: 政令第209/2013/ND-CP(2013年12月18日付 政府発行)第7条、通達第219/2013/TT-BTC(2013年12月31日付 MOF発行)第12条

税金計算(控除方式)

VAT計算(控除方式)

インプットVAT(*)	アウトプットVAT	VAT納付額
<ul style="list-style-type: none">▶ 購入した商品及びサービスのVATインボイスに記載されているVAT金額すべて▶ 輸入品に支払ったVAT▶ FCWTとして支払ったVAT	販売した商品又はサービスにかかるVAT合計	アウトプットVATからインプットVATを引いた差額

(*) インプットVATを控除するためには、(1)VAT課税対象となる企業の事業活動に関連していること、(2.1)適正なVATインボイスによって裏付けられていること、(2.2)支払証拠によって裏付けられていること(2,000万VND以上のインボイスの場合は非現金方式)(2.3)納税伝票によって裏付けられていること(輸入VATの場合)、(2.4)FCWTの納税伝票によって裏付けられていること(FCWTのVATの場合)が必要となります。

出典:政令第209/2013/ND-CP(2013年12月18日付政府発行)第7条

税率(控除方式)

VAT税率の概要(控除方式)

0%

輸出商品及びサービス
国際輸送
外国企業のために直接又は代理店を通じて行う航空・海上サービス

5%

清浄水、運河の掘削、堤防、浚渫のための農業サービス、農業機械と設備、砂糖と副産物、医療機器、教育助成、芸術、スポーツ活動

10%

上記以外の商品及びサービスに適用される標準的なVAT税率。2023年11月29日、国会は、2024年上半期の6ヶ月間、多くの商品とサービスに対して10%のVAT税率を8%に引き下げる決議を承認しました。

出典:政令第209/2013/ND-CP(2013年12月18日付政府発行)第6条

直接方式

VAT計算及び適用税率概要(直接方式)

VAT計算

税率

収益	1%	流通、商品の供給
税率	2%	その他のケース
VAT(収益) x (税率)	3%	製造業、輸送業、商品の供給に付随するサービス、建設業(材料の供給を伴う)
	5%	サービス;材料の供給を伴わない建設業

出典: 政令第209/2013/ND-CP(2013年12月18日付政府発行)、通達第219/2013/TT-BTC(2013年12月31日付MOF発行)第12条、2013年6月19日付VATに関する法律のいくつかの条文を修正・補足する法律No.31/2013/QH13



非課税商品とサービス及び申告が不要な場合

VATの対象とならない商品とサービス、及びVATの申告が免除される場合

課税対象外の商品とサービス

- ▶ 農業、畜産、養殖から得られる未加工または生産者によって半加工された製品、家畜の品種、植物の品種(卵、品種、種子、茎、塊茎、精液、胚、遺伝物質を含む)
- ▶ 土地使用権の譲渡
- ▶ 人身傷害保険、農業保険サービス、船舶および漁業用器具の保険、再保険
- ▶ 融資、銀行・保険保証、ファイナンスリース、クレジットカードの発行、仲介、資金移動、FX取引、デリバティブ、担保、関連金融商品などの金融・銀行・証券業務
- ▶ 政府が提供する公共の郵便・通信サービスおよび公共のインターネットサービス、海外から国内への郵便・通信サービス
- ▶ 現行の規定に従った教育・職業訓練の実施
- ▶ 現地生産されていない機械や設備で特定の目的のために輸入されたもの
- ▶ 一時的に輸入された商品
- ▶ 外国人と自由貿易区の間、または自由貿易区間で取引される商品・サービス
- ▶ 技術移転に関する法律に基づく技術移転、知的財産に関する法律に基づく知的財産権の移転(輸出ソフトウェアを除く)

VATの申告が免除される場合

- ▶ 金銭による補償、財務収益
- ▶ ベトナムに恒久的施設を持たない企業が提供するサービスの一部
- ▶ 投資移転のプロジェクト
- ▶ 会社内および本社・従属支店内での資産の移転
- ▶ 現物出資
- ▶ 一部代理店サービスのコミッション
- ▶ 政府当局に代わって徴収／支払いを請け負うことによる収入

出典:2013年12月18日付政令第209/2013/ND-CP号(政府発行)第3条、2013年6月19日付付加価値税法第31/2013/QH13号(付加価値税法のいくつかの条文を修正・補足する法律)

VAT還付

納税者は、以下の場合に限り、税務当局にVATの還付を請求することができます。

VATの還付を請求できる場合

場合	主な条件
新規投資プロジェクト	VAT控除方式の採用 稼働前の投資期間中 インプットVATの累計額が3億ドンを超える(一部例外あり)
輸出活動	VAT控除方式の採用 輸出生産のためのインプットVATの累計額(国内活動のアウトプットVATと相殺後)が3億ドンを超える(輸出売上の10%が上限) (*) 還付不可能のケース: 輸入された後、税関管制区域外に輸出された物品、または税関規制に基づいて税関管制区域外に輸出された物品
ビジネス	組織再編、合併、分割、解散、倒産、営業停止
その他の場合	ODA無償資金協力、無償資金協力、人道支援によるプロジェクトおよびプログラム 関連法に基づき外交特権を与えられている企業。ベトナム社会主義共和国が締結している国際条約に規定されている還付対象の場合

出典: 2013年12月18日付の政府発行の政令第209/2013/ND-CPの第9条、2013年6月19日付の付加価値税に関する法律のいくつかの条文を修正・補足する法律第31/2013/QH13号

電子インボイス

2022年7月1日以降は、企業による電子インボイスの使用が義務付けられています。

A vertical photograph on the left side of the page shows a tropical bay. In the foreground, there are green leaves and branches. In the middle ground, a blue and white boat is on the water. In the background, a large, green limestone cliff rises from the water under a blue sky with light clouds.

2.5 外国契約者税

納税者

FCWTIは、契約、合意、事業に基づいてベトナムでビジネスを行い、所得を得ている外国契約者に適用されます。また、2020年7月1日以降、租税管理に関する新法に基づき、ベトナムに恒久的な施設を持たず、電子商取引とデジタルの事業活動を実施し、その他のサービスを提供する海外のサービスプロバイダーは直接または代理人を任命して、MOFの規則に従ってベトナムで税務登録の申請、申告、納税を行うこととなります。売上に対するみなし税(CITとVAT)が適用されます。

課税対象となる取引と非課税となる取引

FCWTが適用される場合とされない場合の比較

取引	FCWTの対象	FCWTの対象外
サービス	ベトナム国内で提供または消費されるサービス	ベトナム国外で提供され、消費されるサービス
物品の販売	ベトナム国内でのサービスが付随する物品の販売 最終配送先がベトナム国内である物品の販売	ベトナム国内でのサービスを伴わない物品の販売で、最終配送先がベトナム国外または国境ゲート以内の場合
その他(*)	建設・割賦 利息 ロイヤルティ ペナルティ／補償 輸送活動による収入	

(*) 法人株主には配当金の源泉税はかかりません。

出典：通達No.103/2014/TT-BTC(2014年8月6日付MOF発行)第1条、第2条、VAT法No.13/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)、政令No.209/2013/ND-CP(2013年12月18日付政府発行)、VAT法のいくつかの条文を修正・補足する法律No.31/2013/QH13(2013年6月19日付ベトナム国会発行)

申告方法と計算

FCWTは、CITとVATの両方の要素で構成されています。

FCWTの申告と計算は、3つの方法のいずれかに基づいて行われます：(1)みなし法(デフォルト)、(2)ハイブリッド法、(3)申告法

FCWTの各手法の評価基準の比較

項目	みなし法	申告法	ハイブリッド法
申告義務	ベトナム企業	外国契約者	外国契約者
計算方法	VAT = VAT対象となる売上 x みなし税率 CIT = VAT対象となる売上 x みなし税率	VAT = アウトプットVAT - インプットVAT (* 控除方式 CIT = 課税所得 x 税率 (* 国内法人と同じ	VAT = アウトプットVAT - インプットVAT (* 控除方式 CIT = CIT対象となる売上 x みなし税率
送金	送金にあたりFCWTが源泉徴収される	詳細な要件なし	詳細な要件なし

出典: 通達No.103/2014/TT-BTC(2014年8月6日付MOF発行)の第II章、VAT法No.13/2008/QH12(2008年6月3日付ベトナム国会発行)、政令No.209/2013/ND-CP(2013年12月18日付政府発行)、VAT法のいくつかの条文を修正・補足する法律No.31/2013/QH13(2013年6月19日付ベトナム国会発行)

みなし法は、デフォルトの方法であり、最も一般的な方法です。申告方式とハイブリッド方式は必ず届出をする必要があり、以下の条件を満たす場合にのみ選択できます。

- ▶ 納税者が183日以上契約でベトナムで事業を行っている場合
- ▶ 納税者がベトナム国内に恒久的施設を登録している場合(例:プロジェクトオフィス)
- ▶ 納税者がベトナムの会計制度を適用し、税務登録がある場合

税率

みなし法では、事業活動の種類に応じて異なる税率が適用されます。

FCWT税率の概要

事業活動	付加価値税率	法人税率
ベトナムにおける物品の販売、またはベトナムで提供されるサービスに付随する物品の販売（現地でのみなし輸出入、ベトナムでの物品の輸送、またはベトナム国内での物品の配送に関するリスクを売り手が負う物品の配送を含む）	免除	1%
一般サービス、機械設備のリース	5%	5%
サービスが付随する物品の販売で物品とサービスの価額が区分されている場合（サービス部分）	5%	5%
サービスが付随する機械設備の販売で物品とサービスの価額が区分されていない場合	3%	2%
建設及び据付（資材、機械設備を含む）	3%	2%
建設及び据付（資材、機械設備を除く）	5%	2%
運送	3%	2%
デリバティブ金融サービス	免除	2%
レストラン、ホテル、カジノ経営サービス	5%	10%
借入金利息	免除	5%
ロイヤルティ（知的財産法に基づくもの）	免除	10%
証券、預金証書、海外再保険の譲渡、再保険手数料	免除	0.1%
ソフトウェアサービス	免除	5%
その他、異なる活動の価額が分離されていない場合	適用される最大税率	

出典：財務省発行2014年8月6日付通達第103/2014/TT-BTC号第12条および第13条

2.6

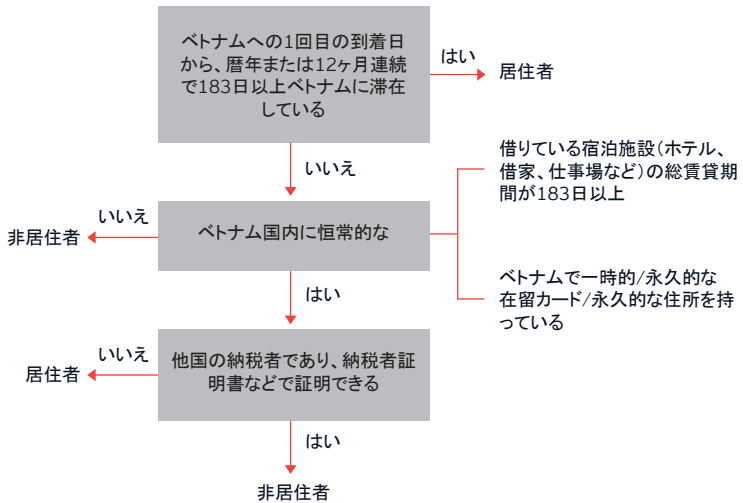
個人所得税



税務上の居住者判定

PITの発生は、個人がベトナムの税務上の居住者であるか、非居住者であるかによって異なります。

ベトナムにおける税務上の居住者の判定



出典:通達No.111/2013/TT-BTC(2013年8月15日付MOF発行)第1条第1項および第2項PIT法のいくつかの条文を修正・補足し、詳細に規定する政令No.65/2013/ND-CPのガイドライン



税務上の居住者と非居住者

税務上の居住者と非居住者の比較

	居住者	非居住者
課税所得	全世界所得	ベトナム源泉所得
給与所得控除額	扶養控除 強制保険 任意の年金基金・保険(上限100万ドン/月) 慈善・人道・勉学奨励基金への寄付	いいえ
給与所得に対する税率	累進税率(5%-35%)(*)	一律20%
給与所得に対する税務申告	必要	必要なし
二重課税の排除	国外源泉所得に対応する外国税額控除	DTAに基づく免税措置(税務当局への届出が必要)。

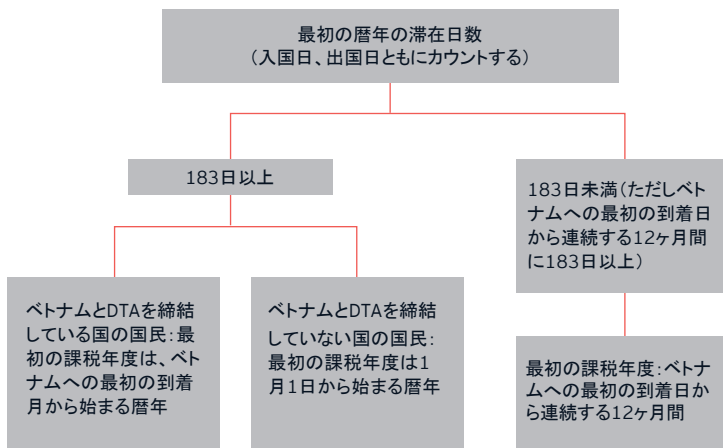
(*) 労働契約を締結していない、または3ヶ月未満の労働契約を締結している納税者に200万ドン以上の所得を支払う場合、ベトナムの所得支払者は、所得支払者が課税基準額以下の所得に関する有効なコミットメントを提供しない限り、PITを10%源泉徴収しなければなりません。累進税率は、納税者の確定申告時の年間総給与所得に対しても適用されます。

出典: 通達No.111/2013/TT-BTC(2013年8月15日付MOF発行)第1条、第7条、第18条第1項、第26条第2項PIT法のいくつかの条文を修正・補足し、詳細に規定する政令No.65/2013/ND-CPのガイドライン

課税年度

ベトナムにおける税務上の居住者の課税年度の決定について

▶ 最初の課税年度



▶ 第2課税年度以降:暦年

出典:PIT法、PIT法の改正法及び政令No.65/2013/ND-CPを詳細に規定する通達No.111/2013/TT-BTC第26条、2頂、e.2号(MOF発行)。税務手続き簡素化のため、2013年11月6日付通達No.156/2013/TT-BTC、2013年8月15日付通達No.111/2013/TT-BTC、2013年12月31日付通達No.219/2013/TT-BTC、2013年1月10日付通達No.08/2013/TT-BTC、2011年6月17日付通達No.85/2011/TT-BTC、2014年3月31日付通達No.39/2014/TT-BTC、2014年6月18日付通達No.78/2014/TT-BTCを改正する通達No.119/2014/TT-BTCの第2条(2014年8月25日付MOF発行)

給与所得

給与、手当、ボーナス、現物支給は、特に除外されていない限り、すべて課税対象となります。

以下は、PITの対象とならない手当の例です。

- ▶ 駐在員がベトナムに居住する場合、ベトナム人従業員が海外で働く場合、または海外に長期滞在しているベトナム人従業員がベトナムで復職する場合の引越手当
- ▶ 食事手当の現物支給(上限なし)または現金支給(上限は毎月73万ドン)
- ▶ 衣料品の現物支給(上限なし)または現金支給(上限は年間500万ドン)
- ▶ 携帯電話料金

- ▶ 通常の賃金を超える深夜労働や時間外労働に対する賃金
- ▶ 従業員のための非積立型の任意加入の保険(健康保険、傷害保険など)
- ▶ 従業員の職業に関連した、または雇用主の計画に沿った研修費
- ▶ ベトナムで働く駐在員の子供がベトナムで勉強する場合と、海外で働くベトナム人の子供が海外で勉強する場合の幼稚園から高校レベルまでの授業料
- ▶ 従業員の自宅と職場の往復に係る交通手段
従業員とその家族の結婚・葬儀の際の弔慰金(平均給与1ヶ月分を上限とする)
- ▶ ベトナムで働く駐在員や海外で働くベトナム人従業員の帰省のための航空券(1年に1回に限る)
- ▶ 日当・出張費
- ▶ 就業規則に基づいて支給される退職金制度
- ▶ 社会保険庁から支給される社会保険料
- ▶ 特定の従業員の指定がなく、従業員全体のための健康管理、娯楽、美容サービス

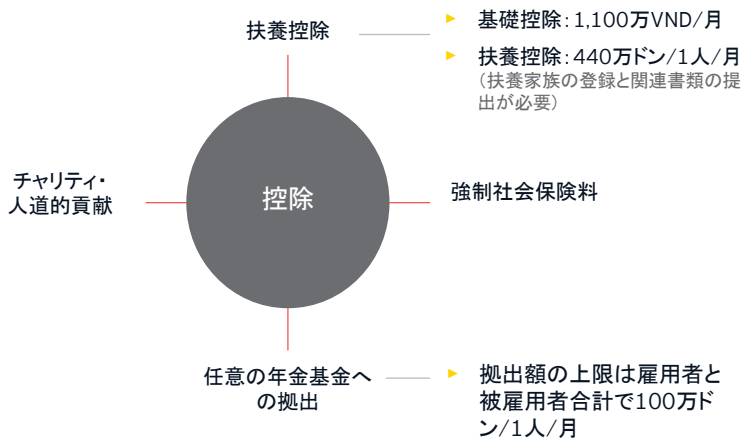
以下は、PITの優遇措置の対象となる福利厚生の例です。

- ▶ 雇用主が従業員に提供・手配した宿泊施設、電気・水道・関連サービスは、実費と総課税所得(家賃・光熱費を除く)の15%のいずれか低い方の金額で課税されます
- ▶ 事業主が従業員のために支払った生命保険料は、一律10%の税率で課税されます



所得控除

納税者のための所得控除



出典: MOFが発行した2013年8月15日付の第9条通達No.111/2013/TT-BTC PIT法のいくつかの条文を修正・補足し、詳細に規定するガイドラインである政令No.65/2013/ND-CP、PITの免税制度の変更に関する2020年6月2日付の決議No.954/2020/UBTVQH14



税率

給与所得の税率

月次課税所得 (INC) (百万VND)	居住者 (*)	非居住者
INC ≤ 5	5%	
5 < INC ≤ 10	10%	
10 < INC ≤ 18	15%	
18 < INC ≤ 32	20%	20%
32 < INC ≤ 52	25%	
52 < INC ≤ 80	30%	
INC > 80	35%	

(*) 労働契約を締結していない、または3ヶ月未満の労働契約を締結している納税者に200万ドン以上の所得を支払う場合、ベトナムの所得支払者は、納税者が自身の所得が課税基準額未満であることに関する有効なコミットメントを提供しない限り、10%のPITを源泉徴収しなければなりません。累進税率は、納税者の確定申告時の年間総所得に対して適用されます。
出典：通達No.111/2013/TT-BTC(2013年8月15日付、財務省発行)第7条第2項および第18条第1項、PIT法のいくつかの条文を修正・補足し、詳細に規定するガイドラインである政令No.65/2013/ND-CP



給与所得以外の所得に対する税率

課税所得の種類	居住者	非居住者
事業所得	0.5%–5% (事業所得の種類による)	1%–5% (事業所得の種類による)
投資所得(配当金、利子等)	5%	5%
資本譲渡による所得(資本譲渡税)	20%(譲渡益に対して)	0.1%(売却価額に対して)
上場株式の売却による所得	0.1%(売却価額に対して)	0.1%(売却価額に対
不動産の譲渡所得	2%(売却価額に対して)	2%(売却価額に対して)
懸賞による所得(*)	10%	10%
著作権、フランチャイズ、ロイヤルティによる所得(*)	5%	5%
相続・贈与による所得(*)	10%	10%

(*) 所得金額が1,000万ドンを超える部分に対してPITが課税されます。

出典: 通達No.40/2021/TT-BTC付録1、通達No.111/2013/TT-BTC第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条



税務申告期限

内容	申告納付期限
税務登録	納税義務が発生した日から10営業日以内
毎月の税務申告・納税	対象月の翌月20日まで
四半期ごとの税務申告・納税	対象四半期の翌月末日まで
課税年度末の源泉徴収税の納税	課税年度末日から3ヶ月後の月末日まで
課税年度末の確定申告・納税	課税年度末から4ヶ月後の月末日まで (税務年度が暦年の場合) 課税年度末から3ヶ月後の月末日まで (その他の税務年度)
赴任終了時の申告・納税	ベトナムを出国する前、または許可を得た場合はベトナムから帰国後45日以内
扶養控除の申請(直系尊属)	確定申告期限まで
扶養登録の申請(その他)	その年の12月31日まで

出典: 税務管理法38/2019/QH14号(2019年6月13日付 ベトナム国会発行)第33条、第44条、通達156/2013/TT-BTC第16条第2項a.5、通達92/2015/TT-BTC第21条第3項、通達111/2013/TT-BTC第9条第1項c.2.3



2.7 移転価格

税務当局は、納税者による物品・サービスの購入、販売、交換に係る取引価格が独立企業原則に従って適切に決定されていない場合、その価格を調整する権限を有しています。

ベトナムの移転価格に関する要件は、OECDによる「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」に記載されている内容とほぼ一致しています。ただし、ベトナムの移転価格規則において許容される独立企業間価格のレンジは、従来認められていた四分位の範囲ではなく、35パーセントから75パーセントまでの範囲であること、また、加重平均データではなく、単年度のデータが使用される点に注意が必要です。

ベトナムの移転価格規則において適用される移転価格の算定方法は以下の通りです。

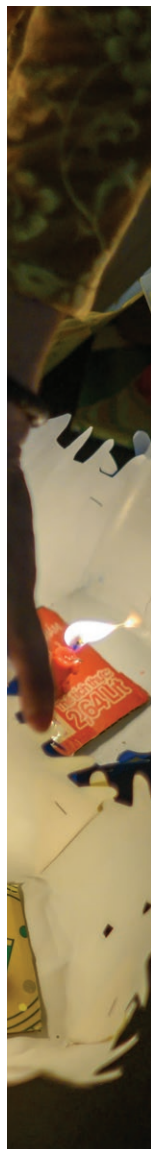
- ▶ 独立価格比準法
- ▶ 再販売価格基準法
- ▶ 原価比準法
- ▶ 利益分割法
- ▶ 利益比準法 (OECD移転価格ガイドラインでは「取引単位営業利益法」)

なお、上記の移転価格規則の適用条件は、OECD移転価格ガイドラインと異なる場合があります。

ベトナムの移転価格規則では、移転価格文書の作成要件が定められています。移転価格文書は年度末のCITの確定申告書の提出前に作成することが求められており、自主的に提出する必要はありませんが、税務調査の際に税務当局から要求があった場合は速やかに提出しなければなりません。納税者は、以下の三層構造からなる移転価格文書(ベトナム語)の作成義務を遵守する必要があります。

- ▶ マスターファイル
- ▶ ローカルファイル
- ▶ 海外の最終親会社が、それぞれの管轄区域の法律に従って作成したCbCRのコピー(CbCRの自動的情報交換がまだ有効になっていないためCbCRの届出が必要)

さらに、納税者はCITの確定申告書と一緒に、移転価格に関する開示フォームを作成して提出することが義務付けられています。取引価格が独立企業原則に準拠して決定されていないと認められた場合には、ベトナム税務当局は移転価格を調整し、追加の税金や罰則を課すことがあります。より確実性を求める場合はAPAの利用を検討することが可能です。APAの有効期間は3年間で、最長3年間の更新が可能です。



2.8 二重課税の回避

ベトナムは、二重課税の回避を目的とした約80のDTAを締結しています。以下の表は、ベトナムがDTAを締結している国・地域を示しています。



ベトナムとDTAを締結している国・地域のリスト

アルジェリア(*)	ドイツ	マレーシア	サウジアラビア
オーストラリア	香港	マルタ	セルビア
オーストリア	ハンガリー	モンゴル	セーシェル
アゼルバイジャン	アイスランド	モロッコ	シンガポール
バングラデシュ	インド	モザンビーク	スロバキア
ベラルーシ	インドネシア	ミャンマー	スペイン
ベルギー(**)	イラン	オランダ	スリランカ
ブルネイ・ダルサラーム	アイルランド	ニュージーランド	スウェーデン
ブルガリア	イスラエル	ノルウェー	スイス
カンボジア	イタリア	オマーン	台湾
カナダ	日本	パキスタン	タイ
中国	カザフスタン	パレスチナ	チュニジア
クロアチア	北朝鮮	パナマ	トルコ
キューバ	韓国(**)	フィリピン	ウクライナ
チェコ共和国	クウェート	ポーランド	アラブ首長国連邦
デンマーク	ラオス	ポルトガル	イギリス
エジプト(*)	ラトビア	カタール	米国(*)
エストニア	ルクセンブルク	ルーマニア	ウルグアイ
フィンランド	マカオ	ロシア	ウズベキスタン
フランス	マケドニア(*)	サンマリノ	ベネズエラ

出典：税務総局、<http://www.gdt.gov.vn/>、2023年11月16日接続、EYの編集

(*) DTAはまだ発効していません。

(**) DTAを修正するプロトコルはまだ有効ではありません。

租税条約申請手続

DTAに基づいて企業が享受できる特典は、自動的に適用されるわけではありません。DTAによる便益を享受するためには、納税者は納税期限の15日前にDTA申請書を税務当局に提出しなければなりません。ただし、実務上は提出期限が厳格に遵守されているというわけではありません。

DTA申請について、税務当局が申請を却下するケースは以下の通りです。

- ▶ 税務上の義務が発生してから3年以上経過してからDTA申請書を提出した場合
- ▶ DTAの特典を享受することだけを目的とした取引である場合
- ▶ 申請者が免除・減免の対象となる納税取引の真の受益者ではない場合

相互協議

ベトナムではMAPプロセスを利用することが可能です。ベトナムが締結したほぼ全てのDTAにおいて、MAPに関する規定が盛り込まれています。MAPの申し立ては、申立人がDTAの規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知を受け取った日から3年以内に行わなければなりません。また申立人は、MAPの申し立ておよび申し立て中に、税務当局が発行した決定書（行政決定書、税務通達等）に記載された全ての税務義務を履行しなければなりません。

2.9 特別消費税

SSTは、ベトナム国内の企業により生産・取引・輸入される特定の品目に課せられる間接税です。

納税者

SSTの納税者には、SSTの対象となる品目の生産者、輸入者、サービスの提供者が含まれます。

輸出者が輸出用に生産者からSST対象品目を購入し、輸出せずに国内で販売する場合もSSTを納税する必要があります。

課税対象と税率

以下の表は、SSTが適用される品目とサービスの一覧です。この表には一部適用除外となる項目が含まれています。

品目・サービス内容及び税率の一覧

品目	税率(%)
たばこ、その他のたばこ由来製品	75
スピリッツ/ワイン	35-65
ビール	65
24席未満の自動車	1-150
排気量が125cm ³ 以上の二輪車	20
航空機/ヨット	30
ガソリン	7-10
トランプ	40
奉納紙、オブジェ	70
90,000BTU以下のエアコン(輸送用車両の搭載用を除く)	10

サービス	税率(%)
ダンスクラブ事業	40
マッサージ、カラオケ、賭博業	30
カジノ、電子カジノゲーム事業	35
ゴルフ場事業	20
宝くじ事業	15

出典: 2008年11月14日付ベトナム国会発行のSST法No.27/2008/QH12第7条、2014年11月26日付けベトナム国会発行のSST法を改正したSST法No.70/2014/QH13第1条、2022年1月11日付ベトナム国会発行法No.106/2016/QH13第8条

営業許可税(事業ライセンス税)

ERICに記載される定款資本金額、もしくはIRCに記載される投資額によって決定され毎年徴収されず(最高額300万ドン)。

3 関税及び通関手続



輸出関税

ほとんどの輸出品は輸出税が免除されています。現在、輸出関税が課せられるのは、天然資源、木材、金属くずなどの特定の品目に限られています。税率は0%から40%の範囲で定められています。

輸入関税

輸入品の場合、適用される輸入関税率は、輸入される品目の種類(HSコード)や原産国によって異なります。

一般的に、消費財(特に高級品)やベトナムで生産可能な品目には高い輸入関税が課せられますが、生産に必要な機械設備・材料・消耗品には低い輸入関税率もしくは税率0%が適用されています。

輸入関税率には3種類あります：

- ▶ 優遇(最恵国待遇)税率は、WTO加盟国またはベトナムと最恵国待遇の関係を保っている国からの輸入品に対して適用されます
- ▶ 特別優遇税率は、ベトナムと特別優遇貿易協定を締結している通商国からの輸入品に対して適用されます(詳細は92ページ参照)
- ▶ 標準税率は、優遇税率および特別優遇税率に該当しないその他の輸入貨物について適用されます。多くの場合、優遇税率の150%として算出されます

その他、輸入品に適用される追加関税としてアンチダンピング税、セーフガード税、反補助金税があります。



課税標準

輸出入品の課税標準額は、WTO関税評価協定に基づいて決定されます。

通関手続

輸入品がベトナムに到着した日から30日以内に税関に通関申告書を登録する必要があります。輸出品については、輸出者が所定の場所で輸出品を集結した後、税関に通関申告書を登録する必要があります。輸送の出発の4時間前まで、航空便等の速達便の場合は出発の2時間前までに登録しなければなりません。実務上は、輸出通関申告書は輸送手段の出発の少なくとも1日前までに税関に登録されます。

通関申告は、リスクレベルに応じて税関当局による検査（赤、黄、緑の検査レーン）の対象となります。

中には輸出入が禁止されている品目や、輸出入者が当局から輸出入の許可を得る必要がある品目が存在します。

免除

一部の輸入品には輸入関税の免除が認められています。

- ▶ 産業：
 - ▶ ベトナム国内で生産されていない自動車の輸入組立部品、材料
 - ▶ 石油・ガス事業や造船事業の活動に使用される特定の輸入品
 - ▶ ベトナム国内で生産されていないIT製品、デジタルコンテンツ、ソフトウェアの生産に直接使用する輸材料及び消耗品
 - ▶ 環境保護活動に関わる特定の輸入品
 - ▶ 研究開発または教育を目的とした輸入品
- ▶ 投資優遇措置の対象プロジェクト：
 - ▶ ベトナム国内で生産されていない、プロジェクトの施行を目的とした固定資産を形成する機械・設備、特殊輸送手段、建設資材
 - ▶ ベトナム国内で生産されていない、プロジェクトの施行を目的とした固定資産を形成する輸入機械・設備、特殊輸送手段、建設資材
- ▶ ビジネススキーム：
 - ▶ 有償支給や委託生産を目的とする輸入品（輸出用製品の生産を目的とした輸入品）
 - ▶ 一定期間内に一時的に輸入し、その後再輸出する品（一部例外あり）
- ▶ 低価格品：
 - ▶ 個人又は法人にそれぞれ定められた規定範囲内の贈答品
 - ▶ 非商業的目的で輸入する商品、例えばサンプル品、画像、動画、模型、少量の広告出版物など

還付

以下の場合に、関税が還付されることがあります。

- ▶ 輸入した品目を海外又は非関税地域に輸出する場合に支払う輸入関税
- ▶ 輸出した品目を再輸入する場合に支払う輸出関税
- ▶ 輸出品を生産する目的で輸入した材料に対して支払った輸入関税
- ▶ 実際に通関申告した数量より少ない数量で、輸入または輸出した場合の過払関税

AEO認定事業者(Authorized Economic Operator)

AEO認定事業者には、以下の特典が与えられます。

- ▶ ファストトラック通関(例:全ての通関申告が自動的に緑レーンに振り分けられる)
- ▶ 書類提出、現物検査の免除
- ▶ 納税と原産地証明書の月次申告(商品を受け取った後に納税することが可能となる)
- ▶ 税関事後調査の免除(不正が疑われる場合を除く)

AEOの取得条件

- ▶ コンプライアンスの遵守:AEO申請の過去2年以内に税務上の違反がないこと
- ▶ 年間の輸出入量が大きい、または科学技術省によるハイテク企業の認定を受けている(AEOの有効期限は3年で、税関の審査により延長することが可能)

輸出加工企業(Export Processing Enterprise - EPE)

輸出用の製品を生産する企業は、EPEとして登録することができます。EPEとは、EPZ内で設立・運営されている企業、またはIZやEZで輸出製品の製造を専門に行っている企業を指します。EPEにより輸入され、EPE内で消費される品目は、輸入関税およびVATが免除されます。また、EPEから海外市場に輸出される品目は、輸出関税が免除されます。

EPEとして登録するためには、企業は税関が要求するEPEの要件を満たさなければなりません。例えば、会社と外部のエリアを隔てる強固なフェンスを設置しなければならない、24時間365日稼働するカメラシステムを設置しなければならない、等の要件があります。

税関事後調査

ベトナムの税関当局は企業の輸出入に関する通関手続を促進したいと考えているため、企業の通関規制の遵守状況に関する調査は通関後に行われるのが一般的です。リスク管理の原則に基づき、通関手続の妥当性も重視されます。

税関事後監査では、税関当局は以下のような分野に重点を置いています。

- ▶ 在庫バランス差異、関税免除の輸入材料の使用状況の確認
- ▶ HSコードの分類
- ▶ 課税標準額
- ▶ 原産地証明
- ▶ 輸出入関税の免除対象

自由貿易協定

ベトナムは以下のFTAに調印しています。

自由貿易協定	署名メンバー
ASEAN物品貿易協定(ATIGA)	ASEAN加盟国10カ国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)
環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定(CPTPP)	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム(*)
日・ASEAN包括的経済連携協定	ASEAN加盟国10カ国と日本
ASEAN - 韓国FTA (AKFTA)	ASEAN加盟国10カ国および韓国
ASEAN - インドFTA (AIFTA)	ASEAN加盟国10カ国とインド
ASEAN - 中国FTA (ACFTA)	ASEAN加盟10カ国と中国
ASEAN - 香港FTA (AHKFTA)	ASEAN加盟国10カ国と香港
ASEAN - オーストラリア - ニュージーランド (AANZFTA)	ASEAN加盟国10カ国およびオーストラリア、ニュージーランド
ベトナム - チリFTA (VCFTA)	ベトナム、チリ
ベトナム - 韓国FTA (VKFTA)	ベトナム、韓国
ベトナム - 日本経済連携協定(VJEPA)	ベトナム、日本
ベトナム - ユーラシア経済連合自由貿易FTA (VN-EAEU FTA)	ベトナム、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア
ベトナム - 欧州連合FTA (EVFTA) *ベトナムからEUに輸出される商品は、2022年12月31日までGSPの恩恵を受けることができます。	ベトナム、EU加盟国27カ国
地域包括的経済連携(RCEP)(**)	ASEAN加盟10カ国およびオーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド
ベトナム - 英国FTA (UKVFTA)(***)	ベトナム、イギリス
ベトナム - イスラエルFTA (VIFTA)(***)	ベトナム、イスラエル

出典：ベトナム商工会議所傘下のWTOセンターのウェブサイト <https://www.trungtamwto.vn/>、2021年4月6日に接続、EYの編集

メモ

(*) CPTPP協定は2018年12月30日に正式に発効しました。ベトナムでは2019年1月14日にCPTPPが発効しました。

(**) RCEPは2020年11月15日に署名され、2022年1月1日に発効された。

(***) UKVFTAは2020年12月29日に署名されました。本協定は、2020年12月31日標準時間午後23時またはベトナム時間2021年1月1日午前6時から一時的に適用され、2021年5月1日に正式に発効しました。

ベトナムは左記FTAに加えて、カンボジア、キューバ、ラオスと貿易協定を結んでいます。

原産地証明

原産地証明は、輸出者・輸入者がFTAや貿易協定に基づく特惠関税率を主張する際に必要となります。品目をベトナムへ輸入する際いくつかの物品については原産地証明を添付しなければなりません。

このような品目には特惠関税が適用できないこともあります。原産地証明は、紙のC/OまたはCOO、原産地申告書または自己証明書、または電子C/Oの形式があります。各FTAにはそれぞれ必要な原産地証明の形式があります。通常、輸出品には原産地証明は必要ありません。輸出品の原産地証明は、輸入者が輸入国で特惠輸入関税を受けるために輸出者によって行われるものです。



現地での輸出入活動

OTS輸出入活動はベトナムでは一般的であり、貿易や生産の円滑化に役立っています。OTS輸出入には3つの形態があり、政令08/2015/ND-CP第35条に規定されています。

- ▶ 場合1: 海外の事業主とのトーリング契約に基づきベトナムで生産され、当該事業主がベトナム企業に販売する商品
- ▶ 場合2: EPEと非EPE企業との間の売買契約に基づき取引される商品
- ▶ 場合3: ベトナム企業とベトナムに拠点を持たない(*)外国企業との間で締結された売買契約に基づき取引される物品、および外国企業の指示により他のベトナム企業から／または他のベトナム企業へ引き渡される物品

2023年には、OTSの輸出入活動の場合3に関連するいくつかの重要な更新があります：

- ▶ まず、2023年7月より、GDCは、ベトナムに進出している企業は、OTS輸出入の場合3を実施できないことを強調するガイダンスを発表しました。これまで、規制にもかかわらず、ベトナムに進出している外資系企業がOTS輸出入の場合3を実施していたため、これは多くの企業の取引モデルに影響を与えます。
- ▶ そして2023年8月に、財務省は政令08/2015/ND-CP第35条の廃止を提案する報告書を政府に提出しました。

実際に、場合3は廃止されますが、場合1と場合2は別の規則で管理されます。移行期間は1年間です。この提案の中で、財務省は場合3が廃止された場合の代替オプションも提案しています。

政府はまだ財務省の提案を評価中です。その内、政令08/2015/ND-CP第35条がまだ有効です。

メモ

(*) 2017年対外貿易管理法第3条5項

投資・貿易・企業に関する法律に基づくベトナムにおいていかなる形態でも投資・事業活動を行っていないこと（駐在員事務所や支店、企業組織の設立、出資や株式の購入、投資プロジェクト、事業協力契約など）



人材及び雇用



1 2023年のベトナムの労働力

100.3百万人

人口の質は改善されましたが、出生率は2018-2022期間に最低のレベルに低下しました。政府の社会経済回復・発展プログラムが発効し、労働市場の前向きな回復を支えています。

39.57%

サービス業

26.9%

農林水産業

33.53%

産業建設分野

52.4百万人

2023年の15歳以上の労働人口

27%

2023年に卒業証書や証明書を持ち訓練を受けた労働者の割合

2.28%

労働年齢における失業率

出典:「2023年ベトナムの労働市場」、GSO、<https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2024/01/tinh-hinh-thi-truong-lao-dong-viet-nam-nam-2023/>、2024年3月14日に取得

2023年のIT分野の労働力の概要

ホーチミン(56.7%)とハノイ(33.8%)に集中しています

IT人材の9.1%が女性ですが2017年のわずか5%と比べて、徐々に増加し続けています

5年以上の実務経験を持つIT人材が30.2%を占めています
3年未満の実務経験を持つIT人材が52.8%を占めています

出典:ベトナムIT市場レポート2023年版(TopDev発行)



2 労働時間

- ▶ 標準的な労働時間は、1日8時間、1週間48時間を超えてはなりません。
- ▶ 雇用主は、1日又は週次の労働時間を決定する権利を有します。ただし、1日の労働時間は10時間を超えてはならず、週単位の場合は週48時間を超えてはなりません。
- ▶ 従業員の残業時間は、1日の通常労働時間の50%を超えてはなりません。
- ▶ 週単位で働く場合、通常の労働時間と時間外労働時間の合計は1日12時間、時間外労働時間の合計は1ヶ月40時間を超えてはなりません。
- ▶ 時間外労働時間の合計は、年間200時間を超えてはなりません。ただし以下の場合は、雇用主が省の労働当局に書面で届出を行い従業員の同意を得た上で、1年間に300時間まで従業員の時間外労働を延長することができます。
 - ▶ 繊維、縫製、靴、電気、電子製品の製造・加工、農産物加工、林業、水産物加工、塩業
 - ▶ 繊維、縫製、靴、電気、電子製品の製造・加工、農産物加工、林業、水産物加工、塩業
 - ▶ 高度な技術水準が求められ、労働市場では十分な労働者を供給できない業務
 - ▶ 季節的な理由、材料・製品の入手状況、予期せぬ原因、悪天候、自然災害、火災、妨害、電力や原材料の不足、生産ラインの技術的な問題などにより遅延させることができない緊急性の高い業務
 - ▶ その他、政府が定める場合

休暇：

- ▶ 祝祭日、年次休暇、私的な有給休暇等、雇用主によって支給される休暇と社会保険庁から支給される休暇があります。

ベトナムの休暇の種類

祝祭日

ベトナム人:年間11日の祝祭日
外国人の場合:上記の11日の祝日に加えて、暦年の正月と自国の独立記念日が追加されます

年次休暇

雇用主のもとで12か月間働いた従業員については、労働条件や仕事の種類に応じて、年間12日から16日まで付与されます。
年次休暇は、同一の雇用主のもとで5年ごとに1日ずつ増加します。

社会保険庁が支給する休暇

妊娠中の検診:5日
流産:最大50日
出産休暇:6ヶ月
避妊:最大15日間
育児休暇:5日から14日まで子供の病気(7歳未満):子供の年齢に応じて最大20営業日
自己疾病:短時間勤務の場合は最大60営業日、長時間勤務の場合は最大180日
回復期:最大10日間

私的な有給休暇

結婚:3日
子供の結婚:1日
両親、配偶者の両親、配偶者、子供の死亡:1日

出典:ベトナム国会が発行した2019年11月20日付の労働法第45/2019/QH14号の第112条、第113条、第115条、ベトナム国会が発行した2014年11月20日付の社会保険法第58/2014/QH13号の第26条、第27条、第29条、第41条、および第32条から第37条まで

3 域別給与水準の概要

2024年7月1日より、地域別の最低給与は月額345万ドンから496万ドンまでとなり、各市・省ごとに異なります。

月給の最低賃金に加え、時間給で収入を得る者については、同じ発効日において**時間給の最低賃金も適用されます**。従って、従業員は地域によって16,600ドンから23,800ドンまで最低時給を得ることができます。



4 社会・健康・失業保険

2023年1月1日以降の社会保険、健康保険、失業保険に関する雇用主と従業員の法定負担率は以下の通りです。

雇用主と従業員の法定負担率

	社会保険	健康保険	失業保険	労災基金	合計	
	%	%	%	%	%	
ベトナム人	従業員	8	1.5	1	0	10.5
	雇用主	17.5	3	1	0.5 or 0.3	22 or 21.8
	合計	25.5	4.5	2	0.5 or 0.3	32.5 or 32.3
外国人	従業員	8	1.5	0	0	9.5
	雇用主	17.5	3	0	0.5 or 0.3	21 or 20.8
	合計	25.5	4.5	0	0.5 or 0.3	30 or 29.8

出典：ベトナム社会保険庁の庁長が発行した2017年4月14日付決定No.595/QĐ-BHXH第5条、政府発行の2020年5月27日付政令58/2020/ND-CP

社会・健康保険料は、労働契約書に記載されている給与または賃金、手当および追加支払額に基づいて算出されます。ただし、社会・健康保険料の上限は、政府が定める標準最低賃金の20倍となっています。2023年7月1日以降、社会・健康保険料の上限額はVND36,000,000 (VND1,800,000 x 20) となっています。標準最低賃金は、政府の決定により年ごとに変更される可能性があります。

失業保険料は、ベトナム人従業員にのみ義務付けられており、労働契約書に記載されている給与または賃金、手当、追加支払額に基づいて算出されます。2024年1月1日より、上限は地域の最低賃金の20倍とされ、現在は345万ドンから496万ドンとなっています。

月給の最低賃金に加え、時間給で収入を得る者については、同じ発効日において時間給の最低賃金も適用されます。従って、従業員は地域によって16,600ドンから23,800ドンまで最低時給を得ることができます。

また、2022年7月1日より、2022年6月12日付の政令38/2022/ND-CPIに規定され、見習期間中の従業員の7%を超える最低給与に関する規定が削除されています。しかし、2022年6月17日付の労働・障害・社会問題省 - ベトナム労働総連合発行の政令38号の実施を指示する公式2086/BLDTBXH-TLDDLVNIによると、合意・約束した内容に関して労働契約、労働協定、その他の法的協定の中で、政令38号に規定された規制よりも従業員に有利な内容については、当事者間で別途合意がない限り、引き続き実施されるものとし、従って、最低賃金より7%以上高い仕事と職業訓練を行う従業員に支払われる給与制度など、実施された内容は、両当事者の合意がない限り、引き続き実施されるものとして取り扱われます。

現在、外国人で社会保険が適用されるのは、ベトナムの企業と12ヶ月以上の期間で労働契約書を締結し、労働許可証を持っている者となります。





5 採用と雇用の終了

採用、試用、労働契約

採用 ▶	試用 ▶	労働契約
<p>雇用主は、直接、または人材紹介会社や派遣会社を通じて従業員を募集する権利を有します。従業員はいかなる採用費用も負担しません。</p>	<p>試用期間は1つの仕事に対して1回のみ認められ、次の期間を超えてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 企業の幹部職の場合は180日▶ 大卒以上の資格を必要とする職務の場合は60日▶ 職業資格、技術者、熟練者を必要とする職務の場合は30日▶ その他の職務の場合は6日	<p>労働契約には無期限と有期の2種類があります。</p> <p>有期労働契約は最長36カ月まで認められています。</p> <p>外国人、国有投資企業の役員、高齢者、代表組織の管理委員会メンバーを除き、有期労働契約は1回しか更新できません。</p>

出典：ベトナム国会が発行した2019年11月20日付の労働法第45/2019/QH14号の第11条、第20条、第25条

雇用の終了

1

契約が失効した場合、または契約で合意された作業が延長、変更、修正されず完了した場合

4

裁判所の法的効力のある判決・決定により、執行猶予のない懲役刑に処せられた場合、釈放されず死刑に処せられた場合、労働契約に記載された業務の遂行が禁止された場合

2

双方が合意して終了する場合

5

個人の雇用主が死亡した場合、民事行為能力を喪失したと裁判所から宣告された場合、行方不明または死亡した場合、個人ではない雇用主が清算された場合、または省の事業登録機関が雇用主の法定代理人が法律に従った権利と義務を履行していないと宣言した場合

3

従業員個人が死亡した場合、裁判所から民事行為能力を喪失したと宣告された場合、行方不明または死亡した場合

6

構造的または技術的な変化、または経済的な理由、企業の合併、統合または事業分割、売却、リース、事業形態の転換、他の事業資産の所有権または使用权の移転などにより、雇用主が従業員を解雇する場合

7 従業員・使用者が、法律に基づいて一方的に労働契約を解除する場合

9 ベトナムで働く外国人従業員が、裁判所の法的に有効な判決や決定、関連する管轄 国家機関の決定に基づいて国外退去処分となる場合

8 従業員が強制解雇される場合

10 ベトナムで働く外国人従業員の労働許可証が無効である場合

11 従業員が雇用契約に基づく試用期間中に業務を遂行できず、または試用をやめる場合

雇用主が一方的に契約を解除する場合

雇用主が雇用契約を一方的に解除する権利を有する状況

1

従業員が、雇用契約で合意した通りの仕事を行わないことが繰り返される場合

2

従業員が病気または事故に遭い、連続した6~12カ月間、または季節契約の場合は契約期間の半分以上の期間、治療を受けた後も働けない状態が続いている場合

3

自然災害、火災、大規模な伝染病、戦争行為、権限のある当局から要請された移転や縮小の場合、雇用主はあらゆる可能性を尽くした後に従業員を解雇しなければならない

4

雇用契約の一時停止の期限を過ぎても、従業員が職場にこない場合



雇用主は、検討の基礎とするために従業員の職務遂行状況の評価基準を定めなければならない



回復した後、雇用主は従業員と別の雇用契約を結ぶことを検討することができる

5

従業員が、連続した5営業日以上、容認される事由無く出勤しなかった場合

6

従業員が、氏名、生年月日、性別、学歴、健康状態などに関する真実の情報を提供しなかった場合

出典: ベトナム国会発行の2019年11月20日付労働法第45/2019/QH14号第36条

従業員が一方的に契約を解除する場合

従業員が雇用契約を一方的に解除する権利を有する状況

1

雇用契約で合意された仕事や職場に配属されていない、または合意された労働条件が提供されていない場合

2

雇用契約で合意された給与が十分に支払われていない、または合意されたスケジュール通りに支払われていない場合

3

従業員の健康、尊厳、名誉に影響を与えるような方法で、雇用主から虐待、暴行、身体的または言葉による侮辱を受けた場合や、職場でセクシュアルハラスメントを受けた場合

4

従業員またはその家族が、労働契約を履行できない困難な状況にある場合（家族の介護、自然災害や火災による転居など）

5

従業員が選挙で選ばれた機関の常勤職に就く場合、または国の機関の職に任命される場合

6

妊娠中で、仕事を中断しなければならない旨、管轄の医療機関の証明を受けた場合

7

従業員が病気や事故に遭い、定期的な治療を受けた後も仕事ができない場合

8

職場でのセクシュアルハラスメントに苦しむ場合（セクシュアルハラスメントとは、職場で誰かが他の人に対して同意も無く性的な行為を行うこと）

9

雇用主が、仕事、勤務地、勤務時間、給与、保険などに関する真実の情報を提供しない場合

10

雇用主へ事前通知を行えば、一方的に雇用契約を解除することができる

出典：労働法第45/2019/QH14号（2019年11月20日付ベトナム国会発行）第35条



外国人の雇用

外国人の雇用

ベトナム人労働者では満たすことができない専門的な要件を備えた管理職、執行役員、専門家、技術者のポジションにのみ外国人を雇用できます。

ベトナムにおける外国人従業員の採用は、管轄当局による書面での承認を必要とします。

労働許可証

労働許可証の期間は最長2年です。労働許可証の延長は、最長2年で1回のみ行うことができます。

延長の労働許可証の期限が切れた後、外国人労働者は新しい労働許可証の交付を求めなければなりません。

労働契約

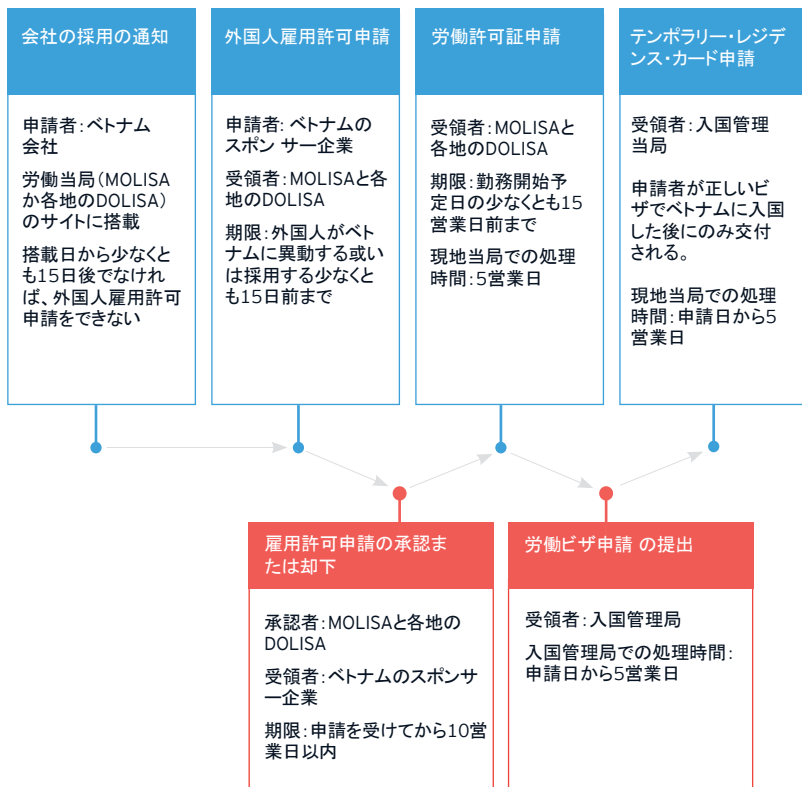
外国人従業員の雇用契約書上の期間は、労働許可証の期間を超えてはなりません。

外国人従業員と、期限付きの雇用契約を複数回結ぶことができます。

出典:労働法第45/2019/QH14号(2019年11月20日付ベトナム国会発行)第20条、151条、152条、155条

労働許可証とビザの申請

労働許可証とビザ申請の手順と標準的なタイムライン



出典: 政令第152/2020/ND-CP号(2020年12月30日付政府発行)及び政令70/2023/ND-CP号(2023年9月18日付政府発行)、ベトナムにおける外国人の入国・出国・移動・居住に関する法律第47/2014/QH13号(2014年6月16日付ベトナム国会発行)、ベトナムにおける外国人の入国・出国・移動・居住に関する法律を改正する法律第51/2019/QH14号(2019年11月25日付ベトナム国会発行)及び法律第23/2023/QH15号(2023年6月24日)

6.1

入国ビザ

このセクションは、外国人がベトナムで働くための一般的なビジネス入国要件のみを提供しています。この本では、様々な要件を満たすための方法は記載されていません。その都度専門家のアドバイスを受ける必要があります。

すべての外国人は、6ヶ月以上有効なパスポートまたはパスポートと同等の書類と、ベトナムの管轄機関が発行したビザを所持していなければなりません。ただし、以下のような、ベトナムとの二国間領事協定（ASEAN加盟国、キルギス）またはベトナムのビザ免除協定（ベラルーシ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、韓国、イタリア、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、イギリス）によりビザが免除されている国の国民は除きます。

外国人がベトナムに合法的に入国するためには、入国目的に応じたビザを申請し、必要書類を提出しなければなりません。ビザが交付された後、外国人は事前登録した入国目的に沿って行動する責任があります。また、当目的は変更してはなりません。

就労を目的としてベトナムに入国する外国人は、ビザ申請の際に、労働許可証または労働許可証免除証明書を提出しなければなりません。従って、労働許可証または労働許可証免除証明書は、労働ビザ申請書類を提出する前に取得しておかなければなりません。

ビザの有効期間はそれぞれのビザの種類によって異なり、ビザ申請時の必要書類に対応しています。例えば、就労ビザの最長期間は24ヶ月、投資家ビザの最長期間は5年、ビジネスビザの最長期間は12ヶ月です。

手続期間は現在、申請日から5営業日です。

労働許可証

外国人がベトナムで合法的に働くためには、労働許可証が必要ですが、労働許可証が免除されるケースもあります。この書類は、ベトナム国内の企業がスポンサーとなっている外国人にのみ与えられます。

一度のベトナム滞在が30日以内で、マネージャー、エグゼクティブディレクター、専門家、技術者として就労し、かつ3回/年を超えない外国人は、労働許可証を取得する必要はありません。

手続き及びタイムライン

ベトナムのスポンサー企業は、外国人をベトナムでの労働者として採用または異動させる少なくとも30日前までに、外国人をベトナムで雇用する必要性を説明した文章を管轄当局に提出しなければなりません。申請を受け取ってから10営業日以内に、MOLISAまたはDOLISAはスポンサー企業に対し、要求の承認または拒否について書面で回答しなければなりません。

この回答レターは、ベトナムで外国人従業員を使用するための事前承認とみなされます。

この事前承認書は、労働許可証の発行、再発行または免除のための申請に必要な書類の一つです。

労働許可証の申請は、勤務開始予定日の少なくとも15営業日前までにMOLISAか現地のDOLISAに提出しなければなりません。現在、現地労働局での手続きには5営業日かかります。

外国で発行された労働許可証申請用の添付書類は、ベトナムで使用できるように発行国で合法化される必要があります。ベトナムと発行国との外交関係によって、書類の合法化に必要な手順が異なる場合があります。その結果、労働許可証の申請手続きには1~3ヶ月以上かかることがあります。

労働許可証は、期限を最長2年間として交付され、2年間の期間で一回延長できます。

滞在の4年間後、続けてベトナムに滞在することを希望する外国人は、新たに労働許可証を申請しなければなりません。

資格要件

ベトナムでの就労を希望する外国人は、事前に承認された職種に必要な資格を満たしていなければなりません。また、管理職に就いているか、専門家や技術者でなければなりません。

上記の資格に加えて、外国人は一般的に企業内異動と現地採用の2つの大きなカテゴリーのいずれかに分類されません。企業内異動者は、労働許可証申請

の前に少なくとも12ヶ月連続間、自国の雇用主のもとで働いていなければなりません。現地採用者は、ベトナムのスポンサー企業と現地雇用契約を結ばなければなりません。企業内異動者、現地採用者ともに、必要な条件を満たしていることを証明する書類を提出しなければなりません。

労働許可証の免除規定

現行の労働法および労働許可に関する政令では、労働許可証が免除されるケースが20件存在します。以下は、ベトナムにおける労働許可証の取得義務が免除される個人の代表的な例です。

- ▶ 就労を目的としてベトナムに入国する者で、30日以内、暦年で合計3回までの外国人
- ▶ 有限会社の出資者又は所有者で、個人出資額が30億ドン以上の外国人
- ▶ 株式会社の取締役で、個人出資額が30億ドン以上の外国人
- ▶ ベトナム人と結婚し、ベトナムに居住する外国人
- ▶ ベトナムのWTOコミットメントに規定されている11のサービス業の範囲内で企業内異動者として勤務する外国人

一般的に、労働許可証の免除を受けるためには、外国人が就労を開始する予定日の少なくとも10日前までに、スポンサー企業は以下の書類を提出しなければなりません。外国人が常時就労する場所のMOLISAまたは地方のDOLISAに労働許可証の免除申請を行います。

MOLISAおよび地方のDOLISAは、十分な申請書を受理した日から5営業日以内に、雇用主に対して書面による証明書を発行しなければなりません。労働許可証免除申請が却下された場合は、書面による回答と説明が提供されます。

テンポラリー・ レジデンス・カード

テンポラリー・レジデンス・カードは、最低期間が1年の複数回入国可能なビザとして機能します。テンポラリー・レジデンス・カードの最長期間は、労働許可証、労働許可証免除証明書、事業ライセンスの有効期間、申請者のパスポートの期限まで(以上の中で最も早いもの)となります。

テンポラリー・レジデンス・カードは、期間が1年以上且つ有効な労働許可証または労働許可証免除証明書を持つ外国人と、その法定配偶者および18歳未満の子供に与えられます。扶養家族のテンポラリー・レジデンス・カードの申請には、主たる申請者と扶養家族との関係を証明する書類を合法化し、ベトナム語に翻訳する必要があります。

テンポラリー・レジデンス・カードは、申請者が正当なビザを使用してベトナムに入国した後にのみ発行されます。現在、現地当局での処理期間は、申請書の提出日から5営業日です。



デジタル・トランスフォーメーションとイノベーション



ベトナムのデジタル・トランスフォーメーションとイノベーションにおける政策と方向性のハイライト

国際的なデジタル・トランスフォーメーションの潮流に対応するため、2022年、以下の2つの首相決定が発行され、科学・技術・デジタル・トランスフォーメーションを発展させる目標を掲げています。

- ▶ 2030年までの科学・技術・イノベーション開発戦略の公布に関する2022年5月11日付決定第569/QD-TTg号
- ▶ 2025年までのデジタル経済とデジタル社会の発展の国家戦略と2030年に向けた方向性の承認に関する2022年3月31日付決定第411/QD-TTg号

ベトナム国家イノベーションセンター

ベトナム国家イノベーションセンターの紹介

ベトナムNICは、2019年10月2日付首相決定第1269/QD-TTg号により設立されました。NICはハノイ市及びホアラックハイテク区に置かれ、ベトナムのイノベーションエコシステムを推進・支援し、科学技術に基づく開発モデルの改革に貢献することを目的として、3つの部門で構成されています。

- ▶ エコシステム開発部: スタートアップとイノベーションのエコシステムを支援・発展させます。政府、科学技術研究所、銀行と投資家、企業、スタートアップ、インキュベーター、アクセラレータ、法律や補助、コンサルティングサービスを提供する機関、知識人、科学技術の専門家などがエコシステムの主な参加者です。

- ▶ 企業支援部:革新的企業、個人、組織のイノベティブプログラムの支援、コンサルティング、開発やNICのワンストップユニットの運営、NICのオフィススペースとレンタル施設の管理・活用、企業・組織と地方のイノベーションに関するコンサルティング、国内外の企業支援組織の提携
- ▶ 人材開発部:国家的イノベーション人材の育成、起業家精神やイノベーションに関する個人・組織の研修・再研修プログラムの企画、NICの奨学金基金の運営と受賞者の選定等

下記の3点で、NICはイノベーションをリードするセンターになるべきとされています:

- ▶ 主要なグローバル企業と国内企業を惹きつける優れたビジネス環境を構築する。
- ▶ グローバル企業やテクノロジー企業のバリューチェーンに参加するスタートアップ、零細企業、中小企業のエコシステムの構築を促進する。
- ▶ 規制面のパイロットとして、他の場所で再現可能な条件を構築する。

NICに対する優遇制度・政策¹

NICモデルに対して、以下の優遇制度が適用されています。

- ▶ 国の優遇融資に関連した優遇を受けられます。
- ▶ ハイテク区で50年間の土地貸与と賃貸料免除を受けられます。
- ▶ NICの施設、運営、管理の発展のため、外国の非政府援助、国内の団体や個人からの補助金と寄付を受けることが許されます。
- ▶ 科学研究、技術開発に直接使用される固定資産を取得する目的で輸入される物品は輸入税が免除されます。
- ▶ 現行法で規定されている最優遇の法人税率が適用されます。

NICに所在するスタートアップ及び革新企業に対して、以下の優遇制度が適用されます。

- ▶ 事業登録、労働許可証、工業所有権登録などの行政手続きにおけるNICのサポートを受けることができます。
- ▶ NICの施設、ワーキングスペース、研究所、試験・実験施設、手段、又は設備を利用することができます。

¹出典:国家イノベーションセンターの優遇措置、方針に関する政令94/2020/ND-CP号(2020年8月21日付政府発行)、投資法の条項の詳細な規定及び施行について規定する政令31/2021/ND-CP号(2021年3月26日付政府発行)

- ▶ 入札法に基づく調達手続きにおいて、優遇を受けることができます。
- ▶ アイデアやコンセプトを実現するために、政府の研究費や国内外の企業・団体・個人から、法律に基づき資金を調達し、受け取ることができます。
- ▶ 税法に定められている最も魅力的な優遇措置の適用を受けることができます。

NICで運営している企業のための ビジネス及びコラボレーション

- ▶ 革新的な企業や個人が、金融、技術、質の高い人材、コンサルティング、市場情報などのリソースを利用できるように、パートナーを繋ぎます。
- ▶ 政令第94/2020/ND-CP号において、NICのために特別に指定された投資・ビジネス優遇を受けるためにハノイ及びホアラックハイテクパークにあるNICのキャンパスで事業を起ち上げます。
- ▶ 第4次産業革命のイノベーション及び技術に関するトレーニングに協力し、能力を向上させます。
- ▶ ベトナムにおけるイノベーションセンター構築・開発プロジェクトの調査・実施をコーディネートします。
- ▶ NICの施設建設や支援活動、管理・運営に投資するための非政府援助、補助金、寄付を提供します。

3 関連の情報

世界知的所有権機関(WIPO)が発表したグローバル・イノベーション・インデックス2023において、開発レベルが期待を上回り、132カ国中、46位に位置づけられました。2023年9月27日に公開されたGII 2023年レポートによると、ベトナムは低所得の37カ国中、2位に、東南アジア、東アジア、オセアニアの16カ国中、10位となります¹。

¹2023年版のWIPOのグローバル・イノベーション・インデックス、2023年9月27日





外国為替管理

ベトナムでの取引は、一部の許可されたケースを除き、原則としてVNDで行われなければなりません。すべての売買、貸付、その他外貨取引は、SBVが認可した信用機関や銀行を通じて、行われなければなりません。

外国人投資家はプレ・ライセンス費用の支払い(海外からの支払いを含む)を、拠出投資資本の一部として認識することができます。外国投資家は、税務申告、監査済み財務諸表の提出、累積損失がないこと、税務当局への通知など、国家予算に対するすべての法的・税務的・財務的義務を果たした後、ベトナム投資から得た利益を本国に送金することができます。利益の送金は、毎年各会計年度末に行われるか、ベトナム子会社の閉鎖時に行われます。



参考となるウェブサイト

1. 計画投資省 : <http://www.mpi.gov.vn>
2. 計画投資省外国投資庁 : <http://fia.mpi.gov.vn>
3. 産業貿易省 : <https://moit.gov.vn>
4. 財務省 : <https://mof.gov.vn>
5. ベトナム中央銀行 : <https://www.sbv.gov.vn>
6. ベトナム商工会議所 : <https://en.vcci.com.vn>
7. 税務総局 : <http://gdt.gov.vn>
8. 税関総局 : <https://www.customs.gov.vn>
9. ベトナム国家証券委員会 : <http://www.ssc.gov.vn>
10. 統計総局 : <https://www.gso.gov.vn>
11. WTOセンター : <https://wtocenter.vn>
12. 地域競争力指数 : <https://pcivietnam.vn>
13. ベトナムビジネス年次レポート : <https://vbis.vn>



外国投資庁



外国投資庁(FIA) ベトナム計画投資省

FIAは、ベトナムの計画投資省に属する組織で、ベトナム国内のFDI活動および海外でのベトナム直接投資活動に関する国家管理機能を実行するために、計画投資大臣への助言を委託されています。

外国投資庁の下には、以下のような部門があります。

- ▶ 管理事務所
- ▶ 統計・一般情報部門
- ▶ 海外投資部
- ▶ 対外投資部門
- ▶ 投資促進部

スキャンでFIAウェブサイトを開きます



Tel: +84 80 48461

Fax: +84 24 3734 3769

メール: fiavietnam@mpi.gov.vn

ウェブサイト: <http://fia.mpi.gov.vn>

投資促進センター (ベトナム北部)

65 Van Mieu Street
Dong Da District
Hanoi, Viet Nam
Tel: +84 24 3747 5998
Fax: +84 24 3843 7927
メール: ipcn@mpi.gov.vn
ウェブサイト: <http://ipcn.mpi.gov.vn>

投資促進センター (ベトナム南部)

289 Dien Bien Phu Street
Vo Thi Sau Ward, District 3
Ho Chi Minh City, Viet Nam
Tel: +84 28 3930 3287
Fax: +84 28 3 930 5413
メール: ipcstttl@gmail.com
ウェブサイト: <https://ipcs.mpi.gov.vn>

下記の国に投資推進代表があります:

アメリカ合衆国 (Washington D.C. 及び San Francisco)、日本 (東京 及び 大阪)、韓国、シンガポール、ドイツ、フランス、ラオス、カンボディア、台湾 (中国)



EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクション、コンサルティングサービスのグローバルリーダーです。私たちが提供する洞察力と質の高いサービスは、世界中の資本市場と経済に対する信頼と信用の構築に貢献しています。私たちは、すべてのステークホルダーへの約束を実現するために、チームの優れたリーダーを育成します。その中で、私たちは、社員・顧客・そして地域社会のために、Building a better working worldの中で重要な役割を果たしています。

Ernst & Young Viet Nam Limited は、1992年にベトナムで最初の100%外国資本の会計・アドバイザーファームとして設立された、EYのメンバーファームです。以来、ベトナムのビジネス環境に関する豊富な知識と理解、そして洞察に満ちたアドバイスと、クライアントの付加価値向上に貢献する卓越した資格と経験により、信頼できるビジネス・アドバイザーとして認められています。

Ernst & Young Viet Nam Limited

アシュアランス

- ▶ 外部監査
- ▶ 財務会計アドバイザー
- ▶ フォレンジック&インテグリティサービス
- ▶ 気候変動・サステナビリティサービス
- ▶ テクノロジー・アシュアランス

コンサルティング

- ▶ ビジネスコンサルティング
- ▶ テクノロジーコンサルティング
- ▶ 人事アドバイザーサービス
- ▶ リスクマネジメント

ストラテジー&トランザクションズ

- ▶ 取引とコーポレートファイナンス
- ▶ 国際税務・国際取引サービス
- ▶ EYパルテノン
- ▶

タックス

- ▶ ビジネスタックスサービス
- ▶ グローバル法務
- ▶ グローバルコンプライアンスとレポート
- ▶ 人事アドバイザー・税務サービス
- ▶ 間接税
- ▶ 税務テクノロジーとトランスフォーメーション
- ▶ 国際税務・国際取引サービス

ハノイ事務所

8th Floor, CornerStone Building,
16 Phan Chu Trinh Street, Hoan
Kiem District, Hanoi, Viet Nam
Tel: +84 24 3831 5100
Fax: +84 24 3831 5090
メール: eyhanoi@vn.ey.com
ウェブサイト: ey.com/en_vn

Huong Vu
Tax Partner
huong.vu@vn.ey.com

西川貴陽
ディレクター
日系企業担当 | インドシナ副統括
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

ホーチミン事務所

20th Floor, Bitexco Financial Tower,
2 Hai Trieu Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Viet Nam
Tel: +84 28 3824 5252
Fax: +84 28 3824 5250
メール: eyhcm@vn.ey.com

Robert King
Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

小野瀬貴久
パートナー
日系企業担当 | インドシナ統括
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 Ernst & Young Viet Nam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16030701
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn